

原子力被災者支援に関する 各種制度の概要

内閣官房

原子力発電所事故による経済被害対応室

(平成24年3月26日現在)

目次

I. 原子力損害賠償への取組み

- 東京電力株式会社福島第一、第二原子力発電所における事故に伴う原子力損害の賠償について . . . p. 3
- 原子力損害賠償紛争審査会について . . . p. 4
- 原子力損害賠償紛争解決センターについて . . . p. 5

II. 東京電力株式会社による賠償金の支払いについて

- 東京電力株式会社による賠償金の支払いについて . . . p. 7
- 個人の方々が被らされた損害に対する賠償基準の概要 . . . p. 8
 - ・ 政府による避難等の指示等に係る損害について . . . p. 8
 - ・ 自主的避難等に係る損害について . . . p.12
- 法人・個人事業主の方々が被らされた損害に対する賠償基準の概要 . . . p.14
 - ・ 政府による避難等の指示等に係る損害について . . . p.14
 - ・ 政府による航行危険区域等及び飛行禁止区域の設定に係る損害について . . . p.17
 - ・ 政府等による農林水産物等の出荷制限指示等に係る損害について . . . p.18
 - ・ その他の政府指示等に係る損害について . . . p.20
 - ・ いわゆる風評被害について . . . p.22
 - ・ いわゆる間接被害について . . . p.29
 - ・ 放射線被曝による損害について . . . p.30
 - ・ その他 . . . p.30

III. 各種支援制度について

- 住民の方々向けの制度 . . . p.32
- 農林水産業の方々向けの制度 . . . p.35
- 中小企業事業者の方々向けの制度 . . . p.37
- 掲載する各種支援制度のお問い合わせ先 . . . p.41

IV. 原子力損害の判定等に関する指針の概要

- 原子力損害の範囲の判定等に関する指針について . . . p.44
 - 1. 警戒区域（避難区域）、計画的避難区域にお住まい又は勤務先がある方 . . . p.45
 - 2. 旧屋内退避区域、旧緊急時避難準備区域にお住まい又は勤務先がある方 . . . p.50
 - 3. 特定避難勧奨地点にお住まい又は勤務先がある方 . . . p.54
 - 4. 南相馬市が一時避難を要請した区域にお住まい又は勤務先がある方 . . . p.57
 - 5. 自主的避難等対象区域にお住まいの方 . . . p.61
 - 6. 農林漁業者、食品産業の事業者の方（1～4の区域以外） . . . p.63
 - 7. 観光業者の方（1～4の区域以外） . . . p.68
 - 8. 製造業、サービス業等の事業者の方（1～4の区域以外） . . . p.70
 - 9. その他 . . . p.74

I. 原子力損害賠償への取組み

東京電力株式会社福島第一、第二原子力発電所における事故に伴う原子力損害の賠償について

平成23年3月11日に発生した東京電力株式会社福島第一、第二原子力発電所の事故（以下「本件事故」という。）により生じる原子力損害に関して、事故との相当因果関係が認められるものについては、原子力損害の賠償に関する法律に基づき、東京電力株式会社から損害に対して適切な賠償が行われることとなります。

- 現在、東京電力株式会社では、本件事故により被害を被られた方々に対して、本賠償の手続きを行っております。（同社が現在示している賠償基準については7ページから掲載）
- 賠償に関する最新情報や具体的な手続き等につきましては、下記の連絡先にお問い合わせ下さい。

原子力損害賠償全般に関するお問い合わせ

東京電力福島原子力補償相談室（受付時間9：00－21：00）
電話番号 0120-926-404

自主的避難等に関するお問い合わせ

自主的避難等ご相談専用ダイヤル（受付時間9：00－21：00）
電話番号 0120-993-724

※賠償に関する最新情報等は東京電力株式会社のホームページにも掲載されておりますのでご覧ください。

東京電力株式会社ホームページ

<http://www.tepco.co.jp/index-j.html>

- なお、被害の申出に備え、現時点でわかる範囲で被害内容を把握し、可能な限り実際に支出したことを証明する領収書などを保管してください。

原子力損害賠償紛争審査会について

原子力損害賠償紛争審査会とは、原子力損害の賠償に関する法律の規定に基づき設置された中立的な第三者機関です。

同審査会においては、原子力発電所事故の被害者と原子力事業者との間の損害賠償を円滑に進めるため、賠償の対象となる損害の範囲を指針として示したり、両者で紛争が生じた場合には和解の仲介を行ったりすることを主な任務としています。（指針の概要について44ページから掲載）

【原子力損害賠償紛争審査会の事務】

- ① 紛争の当事者による自主的な解決に資する一般的な指針の策定
- ② 原子力損害の賠償に関して紛争が生じた場合における和解の仲介
- ③ 上記事務に必要な調査及び評価

【文部科学省ウェブページ】

http://www.mext.go.jp/a_menu/anzenkakuho/baisho/1304756.htm

原子力損害賠償紛争解決センターについて

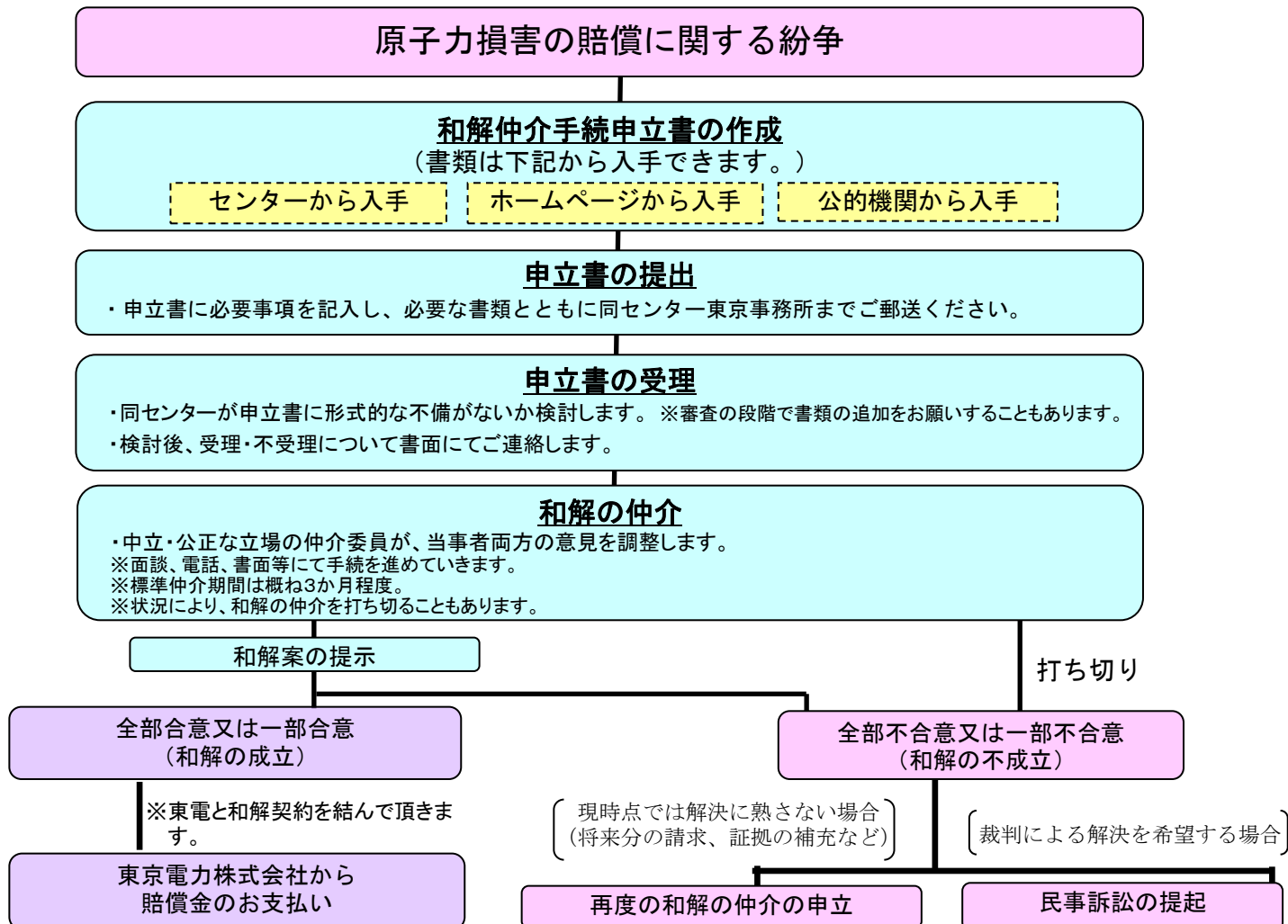
原子力損害賠償紛争解決センターとは、原子力損害の賠償に関する法律の規定に基づき、原子力事故により被害を受けた方の原子力事業者に対する損害賠償請求について、円滑、迅速、かつ公正に紛争を解決することを目的として設置された公的な紛争解決機関です。

同センターにおいては、被害者の申立てにより、弁護士等の仲介委員らが原子力損害の賠償に係る紛争について和解の仲介手続きを行い、当事者間の合意形成を後押しすることで紛争の解決を目指しています。

- 同センターでの和解の仲介を希望される方は、以下の連絡先にお問い合わせ下さい。

原子力損害賠償紛争解決センター
電話番号 0120-377-155

※和解仲介の手続の流れ（標準的な例）



Ⅱ. 東京電力株式会社による賠償金の支払いについて

東京電力株式会社による賠償金の支払いについて

現在、東京電力株式会社では、今回の原子力発電所事故で被害を被られた方々に対して、本賠償の手続きを行っております。

同社のウェブページによる情報は次ページからのとおりですが、賠償金に関する最新情報や具体的な手続き等についてのご相談につきましては、下記の連絡先にお問い合わせ下さい。

原子力損害賠償全般に関するお問い合わせ

東京電力福島原子力補償相談室（受付時間9：00－21：00）

電話番号 0120-926-404

自主的避難等に関するお問い合わせ

自主的避難等ご相談専用ダイヤル（受付時間9：00－21：00）

電話番号 0120-993-724

※本資料では、同社ウェブページにおける記載と一部表現が異なる部分がございます。

個人の方々が被られた損害に対する賠償基準の概要

○ 政府による避難等の指示等に係る損害について

(避難等を余儀なくされた方、避難等対象区域にお住まいの方、勤務地等がある方、又は財物を所有されている方)

損害項目	避難費用、帰宅費用、一時立入費用
賠償対象者	●避難等対象者の方（原子力発電所事故が発生した後に、避難等対象区域内から同区域外へ避難のための立退き及びこれに引き続く同区域外滞在を余儀なくされた方、原子力発電所事故発生時に避難等対象区域外にあり、同区域内に生活の本拠としての住居があるものの引き続き避難等対象区域外滞在を余儀なくされた方、もしくは屋内退避区域内で屋内への退避を余儀なくされた方）のうち、避難等のための交通費、宿泊費等を負担された方
賠償基準	<ul style="list-style-type: none"> ●交通費 <ul style="list-style-type: none"> ・同一都道府県内の移動 原則として1回あたり一人5,000円が支払われます。ただし、負担された交通費が5,000円を超える場合には、具体的な事情の確認が必要になります。 ・都道府県を越える自家用車による移動 移動元、移動先ごとに策定した標準金額（自家用車）が支払われます。 ・都道府県を越えるその他の手段による移動 原則として移動元、移動先ごとに策定した標準金額（その他交通機関）が支払われます。ただし、負担された交通費が標準金額を超える場合には、具体的な事情の確認が必要になります。 ●宿泊費 <ul style="list-style-type: none"> ・実費が支払われます。ただし、負担された宿泊費が8,000円を超える場合には、具体的な事情の確認が必要になります。 ・平成23年11月30日までに、避難等対象区域からの避難に伴い、ご親戚宅等に宿泊された場合、1世帯あたり1泊につき2,000円（目安）、1ヶ月につき60,000円までが支払われます。 ●家財道具の移動費用 <ul style="list-style-type: none"> ・同一都道府県内の自家用車による移動 原則として片道1回あたり5,000円が支払われます。ただし、負担が5,000円を超える場合には、具体的な事情の確認が必要になります。 ・都道府県を越える自家用車による移動 移動元、移動先ごとに策定した標準金額（自家用車）が支払われます。 ・その他手段での移動 実費が支払われます。 ●一時立入に伴う除染費用 <ul style="list-style-type: none"> ・原則として1回あたり5,000円が支払われます。ただし、負担された除染費用が5,000円を超える場合には、具体的な事情の確認が必要になります。
必要書類	<p>(1) 実費を証する資料 領収書</p> <p>(2) 除染を行ったことを証する資料 除染結果証明書 等</p>

損害項目	生命・身体的損害
賠償対象者	<ul style="list-style-type: none"> ●避難等を余儀なくされたために、傷害を負い、健康状態が悪化し、疾病にかかり、あるいは死亡された避難等対象者の方 ●避難等を余儀なくされたために、健康状態の悪化等を防止するため、医療費等を支払った避難等対象者の方（高齢の方や既往症を抱えている方など）
賠償基準	<ul style="list-style-type: none"> ●医療費 <ul style="list-style-type: none"> ・原則として実費が支払われます。 ※1 既往症等の悪化防止費用のうち、累計額が一人当たり10万円を超える部分については、50%が支払われます。 ※2 1回・累計20万円以上の請求については、医師の診断書および承諾書の提出が必要になります。 ※3 後遺障害、心的外傷後ストレス障害等及び死亡に関する賠償については、具体的な事情を確認したうえで、個別に対応されます。 ●交通費 <ul style="list-style-type: none"> ・タクシーをご利用の場合 負担された交通費について、具体的な事情の確認が必要になります。 ・その他交通機関をご利用の場合 原則として1回あたり一人5,000円が支払われます。ただし、負担された交通費が5,000円を超える場合には、具体的な事情の確認が必要になります。 ●宿泊費 <ul style="list-style-type: none"> ・避難費用の基準に準じます。
必要書類	<p>(1) 実費を証する資料 領収書</p> <p>(2) 避難と相当因果関係のある傷害、疾病等であることを確認する資料 診断書</p> <p style="text-align: right;">等</p>

損害項目	就労不能等に伴う損害
賠償対象者	<ul style="list-style-type: none"> ●避難等対象区域にお住まいの方又は勤務地等がある方のうち、避難等によって就労が困難となり、減収等を生じた方、及び平成23年3月11日時点で就職・復職を予定していた方で、避難等により就労が困難となり、減収等を生じた方
賠償基準	<ul style="list-style-type: none"> ●就労不能等による給与等の減収分+追加的費用 <u>(従前の平均収入－現在の実収入) + 転居費用等が支払われます。</u> ※1 従前の収入に関する書類が提出できない方については、雇用形態、就労時間等に基づき策定した基準賃金（月30,000～150,000円）に基づき、減収額を算定したうえで支払われます。
必要書類	<p>(1) 就労の事実、雇用形態を証する資料 就労状況証明書、保険証、社員証</p> <p>(2) 従前の収入金額を証する資料 所得証明書 給与明細 源泉徴収票</p> <p>(3) 転居費用等の実費を証する資料 領収書</p> <p style="text-align: right;">等</p>

損害項目	避難生活等による精神的損害
賠償対象者	●避難等対象者の方
賠償基準	●平成23年3月11日時点の生活の本拠のある区域と避難の状況に応じて、平成23年3月11日から平成24年2月29日までの避難分として、10万円/月あるいは12万円/月が支払われます。 ※1 なお、その後については事故の収束状況を踏まえて検討されます。 ※2 屋内退避を継続している方については、1人あたり10万円が支払われます。
必要書類	(1) 避難等対象区域から避難されていることを証する資料 住民票 等

損害項目	検査費用（人）
賠償対象者	●避難等対象者の方のうち、原子力発電所事故が生じたことにより健康診断費用、放射線検査費用等を負担された方
賠償基準	●検査費用 ・健康診断 1回あたり8,000円が支払われます。ただし、負担された健康診断費用が8,000円を超える場合には、具体的な事情の確認が必要になります。 ・放射線検査 1回あたり15,000円が支払われます。ただし、負担された検査費用が15,000円を超える場合には、具体的な事情の確認が必要になります。 ●交通費、宿泊費 ・生命・身体的損害の基準に準じます。
必要書類	(1) 検査の事実を証する資料 検査結果証明書 (2) 実費を証する資料 領収書 等

損害項目	検査費用（物）
賠償対象者	●避難等対象区域内の財物の所有者で、当該財物について放射線検査費用を負担された方
賠償基準	●放射線検査費用 ・1回あたり17,000円が支払われます。ただし、負担された放射線検査費用が17,000円を超える場合には、具体的な事情の確認が必要になります。 ・原則として1回分が対象となります。
必要書類	(1) 検査の事実を証する資料 検査結果証明書 (2) 実費を証する資料 領収書 等

東京電力株式会社の賠償基準

損害項目	財物価値の喪失又は減少等（警戒区域内にあり持ち出しができない自動車に係る損害）
賠償対象者	<ul style="list-style-type: none"> ●対象自動車※1の所有者の方（自動車ローンを利用してご購入され、使用者と所有者が異なる場合は、使用者の方） ※1 対象自動車（二輪、特殊自動車を除きます） <ul style="list-style-type: none"> ①警戒区域の設定により、管理不能となったため故障した自動車 ②警戒区域外への持ち出しが困難となった自動車 ③警戒区域内にあり、再使用または譲渡する意思がないため、国土交通省の特例措置により、永久抹消済みである自動車
賠償基準	<ul style="list-style-type: none"> ●車両本体の価格 <ul style="list-style-type: none"> ・中古車市場において同種同等の自動車を取得する際の費用（取得に際しての登録費用相当額を含みます）が支払われます。 ●検査・除染、修理等に要した諸費用 <ul style="list-style-type: none"> ・原則として実費が支払われます。
必要書類	<ul style="list-style-type: none"> (1) 身分を証する書類 運転免許証の写し、住民票の写し 等 (2) 車両に関わる証明書類 登録事項等証明書（自動車）又は検査記録事項等証明書（軽自動車） (3) その他 諸費用を証する領収書 自動車ローン契約書、リース契約書の写し 等

損害項目	上記以外の財物価値の喪失又は減少等
賠償対象者	●避難等対象区域の財物の所有者で、原子力発電所事故に関して当該財物の価値が喪失又は減少した方
賠償基準	●避難等対象区域の解除日程が確定していないこと、除染方法が明らかになっていないこと等から、原子力発電所事故の収束状況等を踏まえつつ、継続的に検討を行ったうえで、改めて示されます。

○ 自主的避難等に係る損害について

(原子力発電所事故発生時に自主的避難等対象区域内に生活の本拠としての住居があった方 等)

損 害 項 目	自主的避難等に係る損害												
賠償対象者	<p>●原子力発電所事故発生時に自主的避難等対象区域内※に生活の本拠としての住居があった方 ※福島市、二本松市、伊達市、本宮市、桑折町、国見町、川俣町、大玉村、郡山市、須賀川市、田村市、鏡石町、天栄村、石川町、玉川村、平田村、浅川町、古殿町、三春町、小野町、相馬市、新地町、いわき市の23市町村うち、避難等対象区域を除く区域</p>												
賠償基準	<p>●賠償金額 I) 定額賠償 対象期間中に発生した損害に対して、以下の金額が一律で支払われます。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>対象者</th> <th>対象期間</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①18歳以下であった方（誕生日が平成4年3月12日～平成23年12月31日の方）</td> <td rowspan="2">平成23年3月11日～平成23年12月31日</td> <td rowspan="2">1人あたり40万円</td> </tr> <tr> <td>②妊娠されていた方（平成23年3月11日～平成23年12月31日の間に妊娠されていた期間がある方）</td> </tr> <tr> <td>③上記以外の方</td> <td>平成23年3月11日～平成23年4月22日</td> <td>1人あたり8万円</td> </tr> </tbody> </table>			対象者	対象期間	金額	①18歳以下であった方（誕生日が平成4年3月12日～平成23年12月31日の方）	平成23年3月11日～平成23年12月31日	1人あたり40万円	②妊娠されていた方（平成23年3月11日～平成23年12月31日の間に妊娠されていた期間がある方）	③上記以外の方	平成23年3月11日～平成23年4月22日	1人あたり8万円
	対象者	対象期間	金額										
	①18歳以下であった方（誕生日が平成4年3月12日～平成23年12月31日の方）	平成23年3月11日～平成23年12月31日	1人あたり40万円										
	②妊娠されていた方（平成23年3月11日～平成23年12月31日の間に妊娠されていた期間がある方）												
③上記以外の方	平成23年3月11日～平成23年4月22日	1人あたり8万円											
<p>II) 対象期間中の避難に伴い特別に負担された費用に対する賠償 18歳以下であった方、または妊娠されていた方で自主的避難（注）された場合は、お一人あたり20万円が上記40万円に追加して支払われます。 注）自主的避難：政府による避難等の指示等に基づかずに行った避難</p>													
必要書類	<p>(1) 妊娠されていた方 ・妊娠されていたことがわかる書類（母子手帳のコピー 等） (2) 18歳以下の方または妊娠されていた方で避難をされていた方 ・避難されていたことがわかる書類（避難先でかかった公共料金の領収書、避難に伴い発生した交通費・宿泊費等） (3) 自主的避難等対象区域内に住民登録されていなかった方 ・本人確認書類（現在住民登録している市町村が発行する住民票の写し等） ・自主的避難等対象区域内に生活の本拠としての住居があったことがわかる書類（賃貸借契約書の写し等）</p>												

損害項目	自主的避難等に係る損害															
賠償対象者	<p>●原子力発電所事故発生時に避難等対象区域内に生活の本拠としての住居があった方で、①18歳以下の方、妊娠されていた方、②伊達市の特定避難勧奨地点に事故当時お住まいの方</p>															
賠償基準	●賠償金額															
	<table border="1" style="width:100%; text-align:center;"> <thead> <tr> <th style="width:33%;">対象者</th> <th style="width:33%;">対象期間</th> <th style="width:33%;">金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="335 423 739 821"> <p>①右記賠償の対象期間に避難等対象区域または自主的避難等対象区域に避難または滞在されていた18歳以下であった方（誕生日が平成4年3月12日～平成23年12月31日の方）または妊娠されていた方（平成23年3月11日～平成23年12月31日の間に妊娠されていた期間がある方）</p> </td> <td data-bbox="744 423 1071 821"> <p>平成23年4月23日～平成23年12月31日</p> </td> <td data-bbox="1077 423 1390 821"> <p>1人あたり40万円</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="335 828 543 1172"> <p>②原子力発電所事故発生時に伊達市の特定避難勧奨地点に生活の本拠としての住居があった方</p> </td> <td data-bbox="549 828 739 1172"> <p>18歳以下であった方および妊娠されていた方</p> </td> <td data-bbox="744 828 1071 1172"> <p>平成23年3月11日～平成23年12月31日</p> </td> <td data-bbox="1077 828 1390 1172"> <p>1人あたり40万円</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="335 1180 543 1261"> <p>上記以外の方</p> </td> <td data-bbox="549 1180 739 1261"> <p>平成23年3月11日～平成23年4月22日</p> </td> <td data-bbox="1077 1180 1390 1261"> <p>1人あたり8万円</p> </td> </tr> </tbody> </table>			対象者	対象期間	金額	<p>①右記賠償の対象期間に避難等対象区域または自主的避難等対象区域に避難または滞在されていた18歳以下であった方（誕生日が平成4年3月12日～平成23年12月31日の方）または妊娠されていた方（平成23年3月11日～平成23年12月31日の間に妊娠されていた期間がある方）</p>	<p>平成23年4月23日～平成23年12月31日</p>	<p>1人あたり40万円</p>	<p>②原子力発電所事故発生時に伊達市の特定避難勧奨地点に生活の本拠としての住居があった方</p>	<p>18歳以下であった方および妊娠されていた方</p>	<p>平成23年3月11日～平成23年12月31日</p>	<p>1人あたり40万円</p>	<p>上記以外の方</p>	<p>平成23年3月11日～平成23年4月22日</p>	<p>1人あたり8万円</p>
	対象者	対象期間	金額													
	<p>①右記賠償の対象期間に避難等対象区域または自主的避難等対象区域に避難または滞在されていた18歳以下であった方（誕生日が平成4年3月12日～平成23年12月31日の方）または妊娠されていた方（平成23年3月11日～平成23年12月31日の間に妊娠されていた期間がある方）</p>	<p>平成23年4月23日～平成23年12月31日</p>	<p>1人あたり40万円</p>													
<p>②原子力発電所事故発生時に伊達市の特定避難勧奨地点に生活の本拠としての住居があった方</p>	<p>18歳以下であった方および妊娠されていた方</p>	<p>平成23年3月11日～平成23年12月31日</p>	<p>1人あたり40万円</p>													
<p>上記以外の方</p>	<p>平成23年3月11日～平成23年4月22日</p>	<p>1人あたり8万円</p>														
<p>②原子力発電所事故発生時に伊達市の特定避難勧奨地点に生活の本拠としての住居があった方</p>	<p>18歳以下であった方および妊娠されていた方</p>	<p>平成23年3月11日～平成23年12月31日</p>	<p>1人あたり40万円</p>													
<p>上記以外の方</p>	<p>平成23年3月11日～平成23年4月22日</p>	<p>1人あたり8万円</p>														

| 必要書類 | (1) 妊娠されていた方 ・妊娠されていたことがわかる書類（母子手帳のコピー 等） | | |

法人・個人事業主の方々が被られた損害に対する 賠償基準の概要

○ 政府による避難等の指示等に係る損害について (避難等対象区域内で事業を営まれている法人・個人事業主の方)

損 害 項 目	営業損害（法人・個人事業主（林業者を含む））
賠 償 対 象 者	<ul style="list-style-type: none"> ●以下の要件の全てをみたす方 ①農業・漁業以外の事業を営む法人・個人事業主 ②政府による避難指示等以前に事業を開始されている（されていた）法人・個人事業主 ③避難等対象区域内で事業の全部又は一部を行っている（行っていた）法人・個人事業主
賠 償 基 準	<ul style="list-style-type: none"> ●<u>避難指示等に伴う減収分（逸失利益）</u> + 追加的費用 ○<u>避難指示等に伴う減収分（逸失利益）</u> <ul style="list-style-type: none"> ・逸失利益＝（粗利＋売上原価中の固定費－経費中の変動費－給料賃金・地代家賃）×減収率－転業後の利益額 ※1 避難等対象区域内の事業所分が支払われます。 ※2 実際に請求対象期間において給料賃金、地代家賃を支払われている場合には、実費を加算して支払われます。 ※3 減収率＝（過年度の同期間における売上高－請求対象期間における売上高）÷過年度の同期間における売上高 ○<u>追加的費用</u> <ul style="list-style-type: none"> ・実費が支払われます。 放射線検査費用、事業に支障が生じたために負担した費用等
必 要 書 類	<ul style="list-style-type: none"> (1) 身分を証する書類 法人：商業・法人登記簿謄本 個人事業主：住民票 (2) 事業を営んでいた事を証する書類 事業許可証 (3) 従前の収入金額を証する書類 法人：決算書 個人事業主：確定申告書 (4) 実費を証する書類 領収書 <p style="text-align: right;">等</p>

損害項目	営業損害（農業）
賠償対象者	●避難等対象区域内において、平成23年3月11日時点で農業を営んでおり、避難等により損害を被られた法人・個人事業主
賠償基準	<p>●<u>避難指示等に伴う減収分（逸失利益）</u> + 追加的費用</p> <p>○<u>避難指示等に伴う減収分（逸失利益）</u></p> <ul style="list-style-type: none"> 逸失利益＝耕作できなかった面積 × 面積当たりの期待所得 × 作付け予定回数 / 年間作付可能回数 <p>○追加的費用</p> <ul style="list-style-type: none"> 実費が支払われます。 <hr/> <p><u>（畜産の場合）</u></p> <p>●<u>避難指示等に伴う減収分（逸失利益）</u> + 追加的費用</p> <p>○<u>避難指示等に伴う減収分（逸失利益）</u></p> <ul style="list-style-type: none"> 逸失利益＝常時飼養数 × 一頭あたりの期待所得 <p>○追加的費用</p> <ul style="list-style-type: none"> 実費が支払われます。 <p>※原則として生産者団体等を通じた集約分として受付されます。</p>
必要書類	<p>(1) 身分を証する書類 法人：商業・法人登記簿謄本 個人事業主：住民票</p> <p>(2) 農業を営まれていること等を証する資料 農地基本台帳記載事項証明書</p> <p>(3) 実費を証する資料 領収書</p> <p style="text-align: right;">等</p>

損害項目	営業損害（漁業）
賠償対象者	●避難等対象区域内において、平成23年3月11日時点で漁業を営んでおり、避難等により損害を被られた法人・個人事業主
賠償基準	<p>●<u>避難指示等に伴う減収分（逸失利益）</u> + 追加的費用</p> <p>○<u>避難指示等に伴う減収分（逸失利益）</u></p> <ul style="list-style-type: none"> 逸失利益＝過去の平均漁獲高 - 過去の平均経費 + 現実に支出した費用 <p>○追加的費用</p> <ul style="list-style-type: none"> 実費が支払われます。 <p>※原則として生産者団体等を通じた集約分として受付されます。</p>
必要書類	<p>(1) 身分を証する書類 法人：商業・法人登記簿謄本 個人事業主：住民票</p> <p>(2) 漁業を営まれていることを証する資料 漁業従事者証明</p> <p>(3) 従前の収入金額を証する資料 過去の水揚伝票</p> <p>(4) 実費を証する資料 領収書</p> <p style="text-align: right;">等</p>

損害項目	財物価値の喪失又は減少等（警戒区域内にあり持ち出しができない自動車に係る損害）（再掲）
賠償対象者	<ul style="list-style-type: none"> ●対象自動車※1の所有者の方（自動車ローンを利用してご購入され、使用者と所有者が異なる場合は、使用者の方） ※1 対象自動車（二輪、特殊自動車を除きます） <ul style="list-style-type: none"> ①警戒区域の設定により、管理不能となったため故障した自動車 ②警戒区域外への持ち出しが困難となった自動車 ③警戒区域内にあり、再使用または譲渡する意思がないため、国土交通省の特例措置により、永久抹消済みである自動車
賠償基準	<ul style="list-style-type: none"> ●車両本体の価格 <ul style="list-style-type: none"> ・中古車市場において同種同等の自動車を取得する際の費用（取得に際しての登録費用相当額を含みます）が支払われます。 ●検査・除染、修理等に要した諸費用 <ul style="list-style-type: none"> ・原則として実費が支払われます。
必要書類	<ul style="list-style-type: none"> (1) 身分を証する書類 運転免許証の写し、住民票の写し 等 (2) 車両に関わる証明書類 登録事項等証明書（自動車）又は検査記録事項等証明書（軽自動車） (3) その他 諸費用を証する領収書 自動車ローン契約書、リース契約書の写し 等

損害項目	上記以外の財物価値の喪失又は減少等
賠償対象者	<ul style="list-style-type: none"> ●避難等対象区域の財物の所有者で、原子力発電所事故に関して当該財物の価値が喪失又は減少した方
賠償基準	<ul style="list-style-type: none"> ●避難等対象区域の解除日程が確定していないこと、除染方法が明らかになっていないこと等から、原子力発電所事故の収束状況等を踏まえつつ、継続的に検討を行ったうえで、改めて示されます。

○ 政府による航行危険区域等及び飛行禁止区域の設定に係る損害について
 (漁業、内航海運業、旅客船事業、航空運送事業を営んでいる法人・個人事業主の方及びその被用者の方)

損害項目	営業損害
賠償対象者	● 漁業、内航海運業、旅客船事業、航空運送事業を営んでおり、航行危険区域等及び飛行禁止区域の設定に伴い損害を被られた法人・個人事業主
賠償基準	<p>● 航行危険区域等の設定に伴う減収分(逸失利益) + 追加的費用</p> <p>○ 航行危険区域等の設定に伴う減収分(逸失利益)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 逸失利益 = 売上減少額 - 費用減少額 ※ 賠償額は、損害の実態等に即して算定されます。 <p>○ 追加的費用</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 実費が支払われます。
必要書類	<p>(1) 身分を証する書類 法人：商業・法人登記簿謄本 個人事業主：住民票</p> <p>(2) 従前の収入金額を証する書類 法人：決算書 個人事業主：確定申告書</p> <p>(3) 実費を証する資料 領収書 等</p>

損害項目	就労不能等に伴う損害
賠償対象者	● 航行危険区域等及び飛行禁止区域の設定に伴い減収等が生じた事業者の被用者の方で、当該区域内での航行等が不能等となったことにより当該事業者の経営状態が悪化したため就労不能等となった方
賠償基準	※ 原則として上記対象事業者に対する営業損害として支払われます。ただし、被用者の方から請求があった場合、個別に対応について協議されます。
必要書類	<p>(1) 就労の事実、雇用形態を証する資料 就労状況証明書</p> <p>(2) 従前の収入金額を証する資料 所得証明書 等</p>

○ 政府等による農林水産物等の出荷制限指示等に係る損害について
 (農業、漁業、加工・流通業を営んでいる法人・個人事業主の方及びその被用者の方)

損害項目	営業損害(農業)
賠償対象者	<p>●避難等対象区域外の出荷制限指示等対象地域の耕作地にて、政府等による出荷制限指示等の対象となる品目を生産する農業者である法人・個人事業主</p> <p>※茶、畜産物を産出している方については、原則として生産者団体等を通じた集約分として受付されます。</p>
賠償基準	<p>●<u>出荷制限指示等に伴う減収分(逸失利益) + 追加的費用</u></p> <p>○<u>出荷制限指示等に伴う減収分(逸失利益)</u></p> <p>1) 収穫後、市場等に出荷したが返品された場合: 返品がなかったとみなした場合の売上全額が支払われます。 逸失利益=対象品目の実績出荷量×実績出荷単価</p> <p>2) 収穫後、市場等に出荷できなかった場合: 全て出荷できたとみなした場合の予定売上額が支払われます。 逸失利益=対象品目の出荷予定量×予定取引単価</p> <p>3) 収穫前に廃棄せざるを得なかった場合(圃場廃棄): 全て出荷できたとみなした場合の予定売上額から出荷にかかる予定費用を控除した額が支払われます。 逸失利益=対象品目の実績廃棄数量×予定取引単価-出荷にかかる費用</p> <p>4) 出荷制限指示等により作付けを断念した場合: 作付けしていれば得られたであろう所得が支払われます。 逸失利益=対象品目の予定生産数量×予定取引単価×期待所得率</p> <p>※1 予定取引単価は、直近の仕切単価等</p> <p>※2 出荷にかかる費用は、予定取引額合計に統計データにもとづく標準料率30%を乗じた金額(又は個別証明書類にて証明された金額)</p> <p>※3 期待所得率は、統計データにもとづく予想売上高から予想費用を控除して計算される所得 期待所得率=(単位面積あたり予想売上高-単位面積あたり予想費用) / 単位面積あたり予想売上高(期待所得率は品目ごとに算出)</p> <p>○<u>追加的費用</u></p> <p>・実費が支払われます。 農作物の廃棄費用、放射線検査費用、出荷制限指示等に伴い負担を余儀なくされた費用等</p>
必要書類	<p>(1) 身分を証する書類 法人: 商業・法人登記簿謄本 個人事業主: 住民票</p> <p>(2) 農業を営まれていることを証する書類 農地基本台帳記載事項証明書</p> <p>(3) 従前の収入金額を証する資料 法人: 決算書 個人事業主: 確定申告書</p> <p>(4) 出荷量を証する書類 出荷伝票</p> <p>(5) 取引単価を証する書類 直近の仕切書</p> <p>(6) 廃棄の事実、数量を証する書類 廃棄伝票</p> <p>(7) 実費を証する書類 領収書</p> <p style="text-align: right;">等</p>

損害項目	営業損害（漁業）
賠償対象者	●操業自粛要請等に基づき操業を自粛したことにより、損害を被られた漁業者である法人・個人事業主
賠償基準	●操業自粛要請等に伴う減収分（逸失利益）＋追加的費用 ○操業自粛要請等に伴う減収分（逸失利益） ・逸失利益＝過去の平均漁獲高－過去の平均経費＋現実に支出した費用 ○追加的費用 ・実費が支払われます。 ※原則として生産者団体等を通じた集約分として受付されます。
必要書類	(1) 身分を証する書類 法人：商業・法人登記簿謄本 個人事業主：住民票 (2) 漁業を営まれていることを証する資料 漁業従事者証明 (3) 従前の収入金額を証する資料 過去の水揚伝票 (4) 実費を証する資料 領収書 等

損害項目	営業損害（加工・流通業）
賠償対象者	●政府等による出荷制限指示等が出された時点で対象となる品目をすでに仕入れ又は加工していた加工・流通業者である法人・個人事業主
賠償基準	●出荷制限指示等に伴う減収分（逸失利益）＋追加的費用 ○出荷制限指示等に伴う減収分（逸失利益） ・逸失利益＝対象品目又は加工品の廃棄数量×予定販売単価－出荷にかかる費用 ※1 予定販売単価は、完成品の予定販売単価 ※2 出荷にかかる費用は、予定販売額合計に統計データにもとづく標準料率5%を乗じた金額（又は個別証明書類にて証明された金額） ○追加的費用 ・実費が支払われます。 製品・商品の廃棄費用、放射線検査費用、出荷制限指示等に伴い負担を余儀なくされた費用等
必要書類	(1) 身分を証する書類 法人：商業・法人登記簿謄本 個人事業主：住民票 (2) 事業を営んでいたことを証する書類 納税証明書 (3) 従前の収入金額を証する書類 法人：決算書 個人事業主：確定申告書 (4) 廃棄の事実、数量を証する書類 廃棄伝票 (5) 予定価格、数量を証する書類 直近の仕切書 (6) 実費を証する書類 領収書 等

損害項目	就労不能等に伴う損害
賠償対象者	●出荷制限指示等の対象となった事業者の被用者の方で、当該出荷制限指示等により当該事業者の経営状態が悪化したため就労不能等となった方
賠償基準	※原則として上記対象事業者に対する営業損害として支払われます。ただし、被用者の方から請求があった場合、個別に対応について協議されます。

損害項目	検査費用（物）
賠償対象者	●出荷制限指示等に基づき検査を行った法人・個人事業主
賠償基準	●出荷制限指示等に基づく検査費用 ・実費が支払われます。
必要書類	(1) 実費を証する資料 領収書 等

○ その他政府指示等に係る損害について
(政府指示等の対象となる法人・個人事業主の方及びその被用者の方)

損害項目	営業損害
賠償対象者	●政府が原子力発電所事故に関し行う指示等に伴い、当該指示等に係る行為の制限を余儀なくされる等により損害を被られた法人・個人事業主
賠償基準	●政府が原子力発電所事故に関し行う指示等に伴う減収分（逸失利益）＋追加的費用 ○政府が原子力発電所事故に関し行う指示等に伴う減収分（逸失利益） ・逸失利益＝売上減少額－費用減少額 ※請求額は、損害の実態等に即して算定されます。 ○追加的費用 ・実費が支払われます。
必要書類	(1) 身分を証する資料 法人：商業法人登記簿 個人事業主：住民票 (2) 事業を営んでいたことを証する資料 納税証明書 (3) 従前の収入金額を証する資料 法人：決算書 個人事業主：確定申告書 (4) 実費を証する資料 領収書 等

損 害 項 目	就労不能等に伴う損害
賠 償 対 象 者	●政府が原子力発電所事故に関し行う指示等の対象となった事業者の被用者の方で、当該指示等により当該事業者の経営状態が悪化したため就労不能等となった方
賠 償 基 準	※原則として上記対象事業者に対する営業損害として支払われます。ただし、被用者の方から請求があった場合、個別に対応について協議されます。

損 害 項 目	検査費用（物）
賠 償 対 象 者	●政府が原子力発電所事故に関し行う指示等に基づき検査を行った法人・個人事業主
賠 償 基 準	●政府が原子力発電所事故に関し行う指示等に基づく検査費用 ・実費が支払われます。
必 要 書 類	(1) 実費を証する資料 領収書 等

○ いわゆる風評被害について

(農業、農林水産物の加工業・食品製造業・流通業、観光業、製造業、サービス業等を営んでいる法人・個人事業主の方)

損害項目	農業の風評被害
賠償対象者	<p>●次に掲げる農業者のうち、原子力発電所事故以降に現実生じた風評被害を被られた法人・個人事業主</p> <p>①農産物(茶及び畜産物を除き、食用に限る)：福島、茨城、栃木、群馬、千葉、埼玉の各県の耕作地にて農産物を産出している方</p> <p>②花き：福島、茨城、栃木の各県の耕作地にて花きを産出している方</p> <p>※茶、牛肉を産出している方については、原則として生産者団体等を通じた集約分として受付されます。</p>
賠償基準	<p>●風評被害による損害(逸失利益)＋追加的費用</p> <p>○風評被害による損害(逸失利益)</p> <p>・逸失利益＝基準年度売上高×全国平均価格変動係数－ご請求対象期間の売上高－出荷にかかる費用</p> <p>※1 全国平均価格変動係数は、過去3年の福島、茨城、栃木、群馬、千葉、埼玉の各県を除く、全国平均価格を100%とした場合の、ご請求対象期間における平均価格(全国平均価格変動係数は中区分品目ごと、月ごとに算出)を用いる方法があります。</p> <p>※2 出荷にかかる費用は、個別証明書類にて証明された金額(又は風評被害による売上高減少額に統計データにもとづく標準料率30%を乗じた金額)</p> <p>○追加的費用</p> <p>・実費が支払われます。 放射線検査費用等</p>
必要書類	<p>(1) 身分を証する書類 法人：商業・法人登記簿謄本 個人事業主：住民票</p> <p>(2) 農業を営まれていることを証する書類 農地基本台帳記載事項証明書</p> <p>(3) 従前の収入金額を証する資料 法人：決算書 個人事業主：確定申告書</p> <p>(4) 実費を証する書類 領収書</p> <p style="text-align: right;">等</p>

損害項目	農林水産物の加工業・食品製造業・流通業の風評被害
賠償対象者	<p>●次に掲げる農林水産物の加工業者及び食品製造業者のうち、原子力発電所事故以降に現実に生じた風評被害を被られた法人・個人事業主</p> <p>①主たる事務所又は工場が福島県に所在する方</p> <p>②主たる原材料が風評被害の認定の対象となる農林水産物又は牛肉である製品等を取扱う方</p> <p>③摂取制限措置（乳幼児向けを含みます）が現に講じられている水を原料として使用する食品を取扱う方</p> <p>●風評被害の認定の対象となる農林水産物又は牛肉並びに上記①～③に掲げた方が加工・製造した製品等を継続的に取扱っていた流通業者（農林水産物の加工品の流通業を含みます）のうち、原子力発電所事故以降に現実に生じた風評被害を被られた方</p>
賠償基準	<p>●風評被害による減収分（逸失利益）＋追加的費用</p> <p>○風評被害による減収分（逸失利益）</p> <p>・逸失利益＝売上高減少額×貢献利益率</p> <p>※ 貢献利益率とは、売上高から売上に応じて変動する費用（材料費、直接労務費など）を控除して計算される利益</p> <p>貢献利益率＝（粗利＋売上原価中の固定費－経費中の変動費）／売上高</p> <p>○追加的費用</p> <p>・実費が支払われます。</p> <p>放射線検査費用等</p>
必要書類	<p>(1) 身分を証する書類 法人：商業・法人登記簿謄本 個人事業主：住民票</p> <p>(2) 事業を営んでいた事を証する書類 納税証明書</p> <p>(3) 従前の収入金額を証する書類 法人：決算書 個人事業主：確定申告書</p> <p>(4) 賠償対象期間の売上高を証する書類 月次残高試算表</p> <p>(5) 実費を証する書類 領収書</p> <p style="text-align: right;">等</p>

損害項目	観光業の風評被害（４県内、千葉県外房エリア、山形県米沢市）												
賠償対象者	<p>●以下の要件のすべてをみたす方</p> <p>○福島県（避難等対象区域外）、茨城県、栃木県、群馬県、千葉県太平洋沿岸地域※、山形県米沢市に事業所が存在する法人・個人事業主</p> <p>※銚子市、旭市、匝瑳市、横芝光町、山武市、九十九里町、大網白里町、白子町、長生村、一宮町、いすみ市、御宿町、勝浦市、鴨川市、南房総市、館山市</p> <p>○主として観光客を対象として営業（観光業）を行っている法人・個人事業主</p>												
賠償基準	<p>●風評被害による減収分（逸失利益）＋追加的費用</p> <p>○風評被害による減収分（逸失利益）</p> <p>・逸失利益＝基準となる売上高×利益率×（売上減少率－原子力発電所事故以外の要因による売上減少率）</p> <p>※１ 対象となる事業所分が支払われます。</p> <p>※２ 利益率は、税務申告書等からご自身で算出する利益率、又は中小企業実態基本調査（平成２１年度実績）の数値を使用し、原子力損害賠償紛争審査会により策定された中間指針に記載されている考え方を踏まえ算出した利益率</p> <p>※３ 売上減少率＝（基準となる売上高－対象期間の売上高）／基準となる売上高</p> <p>※４ 原子力発電所事故以外の要因による売上減少率は、以下のいずれかを選択していただきます。ただし、山形県米沢市に事業者が存在する法人・個人事業主は①となります（賠償対象期間は平成２３年３月１１日から５月３１日まで）。</p> <table border="1" data-bbox="424 923 1368 1124"> <thead> <tr> <th></th> <th>原子力発電所事故発生後～23年5月</th> <th>23年6月～8月</th> <th>23年9月以降</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①</td> <td>20%</td> <td>0%</td> <td>0%</td> </tr> <tr> <td>②</td> <td colspan="2">10%</td> <td>0%</td> </tr> </tbody> </table> <p>○追加的費用</p> <p>・実費が支払われます。 放射線検査費用等</p>		原子力発電所事故発生後～23年5月	23年6月～8月	23年9月以降	①	20%	0%	0%	②	10%		0%
	原子力発電所事故発生後～23年5月	23年6月～8月	23年9月以降										
①	20%	0%	0%										
②	10%		0%										
必要書類	<p>(1) 身分を証する書類 法人：商業・法人登記簿謄本 個人事業主：住民票</p> <p>(2) 事業を営んでいた事を証する書類 納税証明書</p> <p>(3) 従前の収入金額を証する書類 法人：決算書 個人事業主：確定申告書</p> <p>(4) 実費を証する書類 領収書</p> <p style="text-align: right;">等</p>												

損害項目	観光業の風評被害（外国人観光客の解約）
賠償対象者	<p>●以下の要件のすべてをみたす方</p> <p>○福島県、茨城県、栃木県、群馬県以外の都道府県に観光業を営む事業所を有する法人・個人事業主</p> <p>○平成23年3月11日現在で外国人観光客の予約があった方</p> <p>○原子力発電所事故により外国人観光客に関する解約（平成23年5月末までの解約に限ります）があった方</p>
賠償基準	<p>●外国人観光客の予約解約による減収分（逸失利益）＋追加的費用</p> <p>○外国人観光客の予約解約による減収分（逸失利益）</p> <p>・逸失利益＝平成23年3月11日現在の外国人観光客の予約人数×原子力発電所事故によるキャンセル率×予約1人あたりの逸失利益額</p> <p>※1 原子力発電所事故によるキャンセル率は原子力発電所事故による外国人観光客のキャンセル率から通常のキャンセル率を差し引いて算定されます。</p> <p>※2 予約1人あたりの逸失利益額は、予約1人あたりの平均売上単価に平均利益率を乗じて算出する方法と、基準年度の確定申告書等に基づく予約1人あたりの逸失利益額を用いて算出する方法があります。</p> <p>○追加的費用</p> <p>・実費が支払われます。 放射線検査費用等</p>
必要書類	<p>(1) 身分を証する書類 法人：商業・法人登記簿謄本 個人事業主：住民票</p> <p>(2) 事業を営んでいた事を証する書類 納税証明書</p> <p>(3) 従前の収入金額を証する書類 法人：決算書 個人事業主：確定申告書</p> <p>(4) キャンセル率の増加を証する書類 宿泊管理台帳</p> <p>(5) 実費を証する書類 領収書</p> <p style="text-align: right;">等</p>

損害項目	製造業の風評被害
賠償対象者	<p>●製造業を営む法人・個人事業主の方で、原子力発電所事故以降に現実に生じた買い控え等による風評被害を被られた以下の方</p> <p>①福島県（避難等対象区域外）に所在する事業所で物品の製造を行っている事業者の方（※）で、当該事業所で製造を行う物品について原子力発電所事故以降に現実に買い控え、取引停止等が生じたことにより損害を被られた方</p> <p>②放射性物質が検出された上下水処理等副次産物の取扱いに関する政府による指導等を受け、当該副次産物の引き取りを忌避されたことにより損害を被られた方</p> <p>③放射性物質が検出された上下水処理等副次産物の取扱いに関する政府による指導等がなされた当該副次産物を原料として製品を製造していたことにより、買い控え、取引停止等の損害を被られた方</p> <p>※製造した物品の販売を行う事業者の方を含みます。</p> <hr/> <p>④水の放射性物質検査の指導を行っている都県において、原子力発電所事故以降に取引先の要求等によって検査を余儀なくされた事業者の方</p>
賠償基準	<p>●風評被害による減収分（逸失利益）＋追加的費用</p> <p>○風評被害による減収分（逸失利益）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・逸失利益＝基準となる売上高×利益率×売上減少率 <p>※1 対象となる事業所分が支払われます。</p> <p>※2 利益率は、税務申告書等からご自身で算出する利益率、又は中小企業実態基本調査（平成21年度実績）の製造業の数値を使用し、原子力損害賠償紛争審査会により策定された中間指針に記載されている考え方を踏まえ算出した利益率を用いる方法があります。</p> <p>※3 $\text{売上減少率} = \frac{\text{基準となる売上高} - \text{対象期間の売上高}}{\text{売上高}}$</p> <p>○追加的費用</p> <ul style="list-style-type: none"> ・実費が支払われます。 放射線検査費用等 <hr/> <p>○検査費用</p> <ul style="list-style-type: none"> ・実費が支払われます。
必要書類	<p>(1) 身分を証する書類 法人：商業・法人登記簿謄本 個人事業主：住民票</p> <p>(2) 事業を営んでいた事を証する書類 納税証明書</p> <p>(3) 従前の収入金額を証する書類 法人：決算書 個人事業主：確定申告書</p> <p>(4) 実費を証する書類 領収書</p> <p style="text-align: right;">等</p>

損害項目	サービス業等の風評被害
賠償対象者	<p>●次に掲げるサービス業等を行っている方のうち、原子力発電所事故以降に現実に生じた商品又はサービスに関する放射性物質による汚染の危険性を懸念した消費者又は取引先により当該商品又はサービスの買い控え、取引停止等により損害を被られた方</p> <p>①福島県（避難等対象区域外）に所在する事業所において販売を行う物品又は提供するサービス等に関して当該事業所において損害を被られた方</p> <hr/> <p>②福島県（避難等対象区域外）に所在する事業所においてサービス等を提供する事業者であって、具体的なサービスの実施を依頼した事業者が来訪を拒否したことによって損害を被られた方</p> <p>③海外に在住する外国人が来訪して提供する又は提供を受けるサービス等に関し、日本に所在する事業所において発生した被害（外国船舶が日本の港湾への寄港又は福島県沖の航行を拒否したことによって、日本の事業者が生じたものを含みます）のうち、原子力発電所事故の前にすでに契約がなされていた場合であって、平成23年5月末までに解約が行われたこと（寄港又は航行が拒否されたことを含みます）により減収等が生じた方</p>
賠償基準	<p>●風評被害による減収分（逸失利益）＋追加的費用</p> <p>○風評被害による減収分（逸失利益）</p> <p>1）販売を行う物品又は提供するサービス等に関して風評被害が生じた場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・逸失利益＝基準となる売上高×貢献利益率×（売上減少率－原子力発電所事故以外の要因による売上減少率） <p>※1 対象となる事業所分が支払われます。</p> <p>※2 貢献利益率とは、売上高から売上に応じて変動する費用（材料費、直接労務費など）を控除して計算される利益</p> $\text{貢献利益率} = (\text{粗利} + \text{売上原価中の固定費} - \text{経費中の変動費}) / \text{売上高}$ <p>※3 $\text{売上減少率} = (\text{基準となる売上高} - \text{対象期間の売上高}) / \text{基準となる売上高}$</p> <p>※4 原子力発電所事故以外の要因による売上減少率は、阪神淡路大震災において福島県と同程度の影響を受けたと想定される地域の震災後のサービス消費の減少率を統計的に分析した結果等をもとに、合理的な水準（平成23年3月から8月については3%、9月以降については0%）で設定しています。</p> <p>○追加的費用</p> <ul style="list-style-type: none"> ・実費が支払われます。 放射線検査費用、事業に支障が生じたために負担した費用等 <hr/> <p>○風評被害による減収分（逸失利益）</p> <p>2）サービス等を提供する事業者から来訪を拒否されたことにより損害が発生した場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・逸失利益＝売上の減少額－費用の減少額－（違約金等の受取額－違約金等の支払額） <p>○追加的費用</p> <ul style="list-style-type: none"> ・実費が支払われます。 放射線検査費用等
必要書類	<p>(1) 身分を証する書類 法人：商業・法人登記簿謄本 個人事業主：住民票</p> <p>(2) 事業を営んでいた事を証する書類 納税証明書</p> <p>(3) 従前の収入金額を証する書類 法人：決算書 個人事業主：確定申告書</p> <p>(4) 実費を証する書類 領収書</p> <p style="text-align: right;">等</p>

損害項目	輸出に係る風評被害
賠償対象者	<p>●以下の要件のいずれかに該当する法人・個人事業主</p> <p>①日本からの輸出品並びにその輸送に用いられる船舶及びコンテナ等について原子力発電所事故以降に輸出先国の要求（輸出先国政府の輸入規制及び同国の取引先からの要求を含みます）によって検査費用の負担を余儀なくされた方</p> <p>②原子力発電所事故を要因とした輸入規制により生じた各種証明書発行費用等の追加的費用の負担を余儀なくされた方</p> <p>③日本からの輸出品について、原子力発電所事故以降に輸出先国の輸入拒否（輸出先国政府の輸入規制及び同国の取引先の輸入拒否を含みます）がされた時点において、すでに当該輸出先国向けに輸出されており、当該輸入拒否によって現実に廃棄・転売を余儀なくされたため生じた減収による被害あるいは追加的費用の負担を余儀なくされた方</p> <p>④日本からの輸出品について、原子力発電所事故以降に輸出先国の輸入拒否がされた時点においては輸出されていないが、すでに当該輸出先国向けに生産・製造されたものにかかる、当該輸入拒否によって現実に廃棄・転売又は生産・製造の断念を余儀なくされたために生じた減収による被害あるいは追加的費用の負担を余儀なくされた方</p>
賠償基準	<p>●<u>輸出品にかかる減収分（逸失利益）＋追加的費用</u></p> <p>○<u>輸出品にかかる減収分（逸失利益）</u></p> <p>・逸失利益＝予定売上高－転売価格等（廃棄の場合は0として計算）－費用の減少額</p> <p>○<u>追加的費用</u></p> <p>・実費が支払われます。 放射線検査費用（輸出先国または当該国の取引先からの要求に応じ実施した放射線検査費用）等</p>
必要書類	<p>(1) 身分を証する書類 法人：商業・法人登記簿謄本 個人事業主：住民票</p> <p>(2) 事業を営んでいた事を証する書類 納税証明書</p> <p>(3) 実費を証する書類 領収書</p> <p>(4) 輸入拒否等があったことを証する書類 輸入拒否に係るプレスリリース 等</p>

○ いわゆる間接被害について

(前記損害の第一次被害者と一定の経済的関係にあった法人・個人事業主の方及びその被用者の方)

損害項目	営業損害
賠償対象者	<p>●原子力発電所事故と相当因果関係を有する間接被害を被られた法人・個人事業主</p> <p>※1 間接被害とは、原子力発電所事故により第一次被害が生じたことにより、第一次被害者と一定の経済的関係にあり、当該経済的関係（取引等）に代替性がない第三者に生じた被害をいいます。</p> <p>※2 第一次被害とは、原子力発電所事故に伴い原子力損害賠償紛争審査会の中間指針第3ないし第7に記載された避難指示、出荷制限指示、風評被害などにより賠償の対象となる損害をいい、第一次被害を受けられた方を第一次被害者といいます。</p>
賠償基準	<p>●間接被害による減収分（逸失利益）＋追加的費用</p> <p>○間接被害による減収分（逸失利益）</p> <ul style="list-style-type: none"> 逸失利益＝売上減少額－費用減少額 ※請求額は、損害の実態等に即して算定されます。 <p>○追加的費用</p> <ul style="list-style-type: none"> 実費が支払われます。 放射線検査費用等
必要書類	<p>(1) 身分を証する書類 法人：商業・法人登記簿 個人事業主：住民票</p> <p>(2) 事業を営んでいたことを証する書類 納税証明書</p> <p>(3) 第一次被害者との関係を証する書類 契約書</p> <p>(4) 従前の収入金額を証する書類 法人：決算書 個人事業主：確定申告書</p> <p>(5) 実費を証する書類 領収書</p> <p style="text-align: right;">等</p>

損害項目	就労不能等に伴う損害
賠償対象者	●間接被害を被られた事業者の被用者の方で、間接被害により当該事業者の経営状態が悪化したため就労不能等となった方
賠償基準	※原則として上記対象事業者に対する営業損害として支払われます。ただし、被用者の方から請求があった場合、個別に対応について協議されます。
必要書類	<p>(1) 就労の事実、雇用形態を証する資料 就労状況証明書</p> <p>(2) 従前の収入金額を証する資料 給与明細</p> <p style="text-align: right;">等</p>

○ 放射線被曝による損害について (事故の復旧作業等に従事された方)

損 害 項 目	放射線被曝による損害
賠 償 対 象 者	● 中間指針で示された対象者の方のうち、原子力発電所事故にかかる放射線被曝による急性又は晩発性の放射線障害により傷害を負い、治療を要する程度に健康状態が悪化し、疾病にかかり、あるいは死亡した方
賠 償 基 準	● 請求があった場合には、個別に対応について協議されます。

○ その他

損 害 項 目	地方公共団体等の財産的損害等
賠 償 基 準	● 避難等対象区域の解除日程が確定していないこと、除染方法が明らかになっていないこと等から、原子力発電所事故の収束状況等を踏まえつつ、継続的に検討を行ったうえで、改めて示されます。

Ⅲ. 各種支援制度について

各種支援制度について

本資料に記載している支援制度につきましては、原子力被災者等に対する経済的な支援に関する制度をまとめたものとなっておりますので、東日本大震災の被災者に対するその他の支援制度につきましては、以下のウェブページをご覧ください。

「被災者に対する支援制度等について」（内閣府ウェブページ）
<http://www.bousai.go.jp/shien.html>

住民の方々向けの制度

制度の名称	生活福祉資金貸付（緊急小口資金）
支援の種類	融資
支援の内容	<ul style="list-style-type: none"> ●低所得者世帯に限らず被災世帯に対して、無利子での資金の貸付を行います。 ●原則として10万円以内。ただし、次に掲げる特に必要と認められる場合は20万円以内。 <ul style="list-style-type: none"> （1）世帯員の中に死亡者がいる場合。 （2）世帯員に要介護者がいる場合。 （3）世帯員が4人以上いる場合。 （4）その他、重傷者・妊産婦・学齢児童がいる世帯等。
対象となる方	<ul style="list-style-type: none"> ●平成23年東北地方太平洋沖地震により、災害救助法の適用となった地域及び被災したため特例措置が必要な地域として設定した地域に住所を有し当座の生活費を必要とする世帯。 <ul style="list-style-type: none"> ① 平成23年3月12日以降に発生した長野県北部を震源とする地震により、災害救助法の適用となった地域 ② ①の地震により被災したため特例措置が必要な地域として、各都道府県知事が設定した地域 ③ 平成23年福島第一・第二原子力発電所事故に伴う内閣総理大臣による住民退避指示の対象となった地域
お問い合わせ先	●市区町村社会福祉協議会

各種支援制度の概要

制度の名称	地方税の特別措置
支援の種類	地方税の軽減
支援の内容	<p>●平成23年8月12日に、東日本大震災における原子力発電所の事故による災害に対処するため、「東日本大震災における原子力発電所の事故による災害に対処するための地方税法及び東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の一部を改正する法律」が、また平成23年12月14日に「地方税法の一部を改正する法律」が施行されました。</p> <p>＜都道府県税＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ○不動産取得税の軽減措置があります。 警戒区域内にあった家屋、家屋の敷地又は農地に代わる家屋、土地又は農地を警戒区域の解除日から一定期間（原則3ヶ月、代替家屋が解除後新築・完成されたものである場合は1年。）を経過する日までの間に取得した場合において、その家屋、土地又は農地が所在する都道府県の認定を受けることにより、それぞれ、警戒区域内にあった家屋、家屋の敷地又は農地の面積分の不動産取得税は課されません。 ○自動車税・自動車取得税の非課税等があります。 警戒区域内にあった自動車で永久抹消登録がなされた自動車には、平成23年3月11日にさかのぼって自動車税が課されません。また、警戒区域内にあった自動車で永久抹消登録等がなされたものに代わる自動車（代替自動車）を平成23年3月11日から平成26年3月31日までの間に取得し、取得した代替自動車を主に定置する都道府県の認定を受けた場合には、自動車取得税及び平成23年度から平成25年度までの各年度分の自動車税が非課税となります。なお、警戒区域内にあった自動車の永久抹消登録等がなされる前に代替自動車を取得した場合には、代替自動車に対する自動車取得税及び自動車税の納税義務は免除され、既に納付した分については還付を受けることができます。 <p>＜市町村税＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ○固定資産税・都市計画税の軽減措置があります。 警戒区域内にあった住宅用地や家屋に代わる土地・家屋を警戒区域の解除日から一定期間（原則3ヶ月、代替家屋が解除後新築・完成されたものである場合は1年。）を経過する日までの間に取得した場合において、その土地や家屋が所在する市町村の認定を受けることにより、固定資産税・都市計画税の軽減措置を受けることができます。なお、警戒区域・計画的避難区域・緊急時避難準備区域等のうち市町村長が指定する区域内の土地や家屋には平成23年度分及び平成24年度分の固定資産税・都市計画税は課税が免除されます。また、平成23年度の課税免除の対象区域であって、平成24年度は課税免除の対象区域外となった区域のうち、市町村長が指定する区域内の土地や家屋の平成24年度分の固定資産税・都市計画税はその2分の1が減額されます。 ○軽自動車税の非課税等があります。 警戒区域内にあった軽自動車等で自動車検査証の返納等がなされた軽自動車等には、平成23年3月11日にさかのぼって軽自動車税が課されません。また、警戒区域内にあった自動車・軽自動車で永久抹消登録等がなされたものに代わる軽自動車等（代替軽自動車等）を平成23年3月11日から平成25年4月1日までの間に取得し、取得した代替軽自動車等を主に定置する市町村の認定を受けた場合には、平成23年度から平成25年度までの各年度分の軽自動車税が非課税となります。なお、警戒区域内にあった自動車・軽自動車の永久抹消登録等がなされる前に代替軽自動車等を取得した場合には、代替軽自動車等に対する軽自動車税の納税義務は免除され、既に納付した分については還付を受けることができます。 <p>●地方税の減免 被害にあわれた方の状況に応じて、地方税の減免を受けることができます。</p>
対象となる方	<ul style="list-style-type: none"> ●東日本大震災における原子力発電所の事故による被害を受けた方 ●軽減措置を受けるためには手続きが必要な場合もあるので、詳しい内容等についてご質問がありましたら、都道府県・市町村にお問い合わせください。
お問い合わせ先	都道府県、市町村（税務課など）

制度の名称	贈与税・印紙税の非課税、登録免許税の免除
支援の種類	非課税、免除
支援の内容	<p>東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（震災特例法）において、適用される税制上の措置のうち、原子力発電所事故で被害を被られた方に対する主な措置は次のとおりです。</p> <p>①住宅取得等資金の贈与税の非課税 警戒区域設定指示等が行われた日からその警戒区域設定指示等が解除された日以後3月を経過する日までの間に、父母や祖父母など直系尊属から住宅取得等資金の贈与を受けた場合で、一定の要件を満たすときは、1,000万円までの金額について贈与税が非課税となります。</p> <p>②印紙税の非課税 警戒区域設定指示等の対象区域内に所在していた建物に代わる建物を取得する場合に被災者が作成する一定の要件を満たす「不動産の譲渡に関する契約書」で、警戒区域設定指示等が行われた日から、その警戒区域設定指示等が解除された日から起算して3月を経過する日と平成33年3月31日のいずれか早い日までの間に作成するものなどについては、印紙税が非課税となります。</p> <p>③登録免許税の免除 警戒区域設定指示等の対象区域内に所在していた建物に代わる建物を、警戒区域設定指示等が行われた日から、その警戒区域設定指示等が解除された日から起算して3月（警戒区域設定指示等が解除された日後に新築されたものであるときは、1年）を経過する日までの間に新築又は取得をした場合の一定の要件を満たす所有権の保存又は移転の登記で、その新築又は取得後1年以内に登記を受けるものなどについては、登録免許税が免除されます。</p> <p>※その他の措置及び詳細については、国税庁ホームページをご覧ください。最寄りの税務署にお尋ねください。</p>
対象となる方	<p>警戒区域設定指示等が行われた日において、次に該当する方</p> <p>①の措置 その警戒区域設定指示等の対象区域内に所在する住宅に居住していた方又は居住しようとしていた方</p> <p>②及び③の措置 東日本大震災の被災者等で、その警戒区域設定指示等の対象区域内に建物・土地等を所有していた方</p> <p>※警戒区域設定指示等の対象区域とは、東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故に関して、警戒区域、避難指示区域又は計画的避難区域として指示がされていた又はされている区域をいいます。</p>
お問い合わせ先	税務署

農林水産業の方々向けの制度

制度の名称	農林漁業セーフティネット資金						
支援の種類	融資						
支援の内容	<ul style="list-style-type: none"> ●災害により被害を受けた農林漁業の経営の再建等に必要な長期運転資金を融資します。 ●貸付限度額等は次のとおりです。 						
	<table border="1"> <tr> <td>融資限度額</td> <td>1,200万円又は年間経営費等の12/12</td> </tr> <tr> <td>償還期限 (据置期間)</td> <td>13年以内 (6年以内)</td> </tr> <tr> <td>融資利率</td> <td>0.6%~1.05% (平成24年3月19日現在)</td> </tr> </table>	融資限度額	1,200万円又は年間経営費等の12/12	償還期限 (据置期間)	13年以内 (6年以内)	融資利率	0.6%~1.05% (平成24年3月19日現在)
	融資限度額	1,200万円又は年間経営費等の12/12					
	償還期限 (据置期間)	13年以内 (6年以内)					
融資利率	0.6%~1.05% (平成24年3月19日現在)						
<p>対象となる方</p> <ul style="list-style-type: none"> ●主要な事業用資産が地震・津波などにより損害を受けた主業農林漁業者 ●取引先が地震・津波などにより被災したことで売上が相当程度減少する主業農林漁業者 (注1) 原発事故による出荷制限や風評被害などにより売上が相当程度減少した主業農林漁業者も対象となります。 (注2) 借入の際には、市町村長等が発行する罹災証明書等が必要となります。 							
お問い合わせ先	●日本政策金融公庫 (沖縄県内では沖縄公庫)						

制度の名称	つなぎ資金の融資				
支援の種類	融資(保証)				
支援の内容	<ul style="list-style-type: none"> ●福島原発事故に伴う出荷制限等や風評被害を受けた農林漁業者に対し、東京電力からの賠償がなされるまでの間、農漁協系統金融機関からの無利子融資等による当面の資金の提供等を実施します。(条件は県や融資機関によって異なる場合があります。) ●農林漁業者の方が借り入れるつなぎ融資について、国が実質的な保証を行います。これにより、例えば、債務の延滞を理由に融資が受けられなかった方でも当座の資金繰りのためにつなぎ融資を借り入れることができます。 ●申込みに当たっては、あらかじめ、東京電力に賠償請求を行って下さい。 ●返済は、東京電力からの賠償金等の入金時になります。 ●融資及び保証の限度額等は次のとおりです。 				
	<table border="1"> <tr> <td>限度額</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・出荷制限・自粛の影響を受けた農林漁業者は売上額の1/2程度 ・風評被害の影響を受けた農林漁業者は減収分の1/2程度 </td> </tr> <tr> <td>保証料率</td> <td>各基金協会におたずねください。</td> </tr> </table>	限度額	<ul style="list-style-type: none"> ・出荷制限・自粛の影響を受けた農林漁業者は売上額の1/2程度 ・風評被害の影響を受けた農林漁業者は減収分の1/2程度 	保証料率	各基金協会におたずねください。
	限度額	<ul style="list-style-type: none"> ・出荷制限・自粛の影響を受けた農林漁業者は売上額の1/2程度 ・風評被害の影響を受けた農林漁業者は減収分の1/2程度 			
	保証料率	各基金協会におたずねください。			
<p>対象となる方</p> <ul style="list-style-type: none"> ●原発事故に係る出荷制限・自粛等による被害を受けた農林漁業者 					
お問い合わせ先	<ul style="list-style-type: none"> ●金融機関 (基金協会と契約を締結している農協、信漁連、銀行、信金、信組など) ●農業信用基金協会 ●漁業信用基金協会 ●農林水産省経営局金融調整課 (03-6744-2171) ●水産庁漁政部水産経営課 (03-3502-8416) ●林野庁林政部企画課 (03-3502-8037) 				

制度の名称	輸出に取り組む事業者向け対策
支援の種類	補助事業
支援の内容	<ul style="list-style-type: none"> ●農林水産物・食品について明確な目標を設定したうえで実施する輸出拡大を図る取組について総合的に支援します。 <p>（取組メニュー ①「ジャパン・ブランド」の確立・PR、②輸出担当者育成、③海外市場開拓調査、④産地PR・国内商談会、⑤海外試験輸送、⑥輸出環境整備、⑦海外販売促進活動、⑧輸出向け加工食品の試作・実証、⑨輸出プロモーターの活用）</p> <ul style="list-style-type: none"> ●これらの取組のうち「⑦海外販売促進活動」の一環として、放射性物質の検査にかかる経費を支援いたします。（補助率1/2以内）
対象となる方	●農協、漁協、商工会議所、商工会、農業生産法人、事業協同組合、有限責任事業組合（LLP）、複数の事業者で構成された協議会（別途、農林水産省の承認が必要です）等
お問い合わせ先	●農林水産省食料産業局輸出促進グループ （03-3501-4079）

中小企業事業者の方々向けの制度

制度の名称	特定地域中小企業特別資金						
支援の種類	融資						
支援の内容	●原子力発電所事故の被災区域から移転を余儀なくされる中小企業等が、福島県内の移転先において事業を継続・再開し、雇用を維持するために必要な資金を融資する制度です。						
	<table border="1"> <tr> <td>融資限度額</td> <td>3,000万円</td> </tr> <tr> <td>融資利率</td> <td>無利子</td> </tr> <tr> <td>融資期間</td> <td>20年以内（据置期間5年以内）</td> </tr> </table>	融資限度額	3,000万円	融資利率	無利子	融資期間	20年以内（据置期間5年以内）
	融資限度額	3,000万円					
	融資利率	無利子					
融資期間	20年以内（据置期間5年以内）						
<table border="1"> <tr> <td>融資限度額</td> <td>3,000万円</td> </tr> <tr> <td>融資利率</td> <td>無利子</td> </tr> <tr> <td>融資期間</td> <td>20年以内（据置期間5年以内）</td> </tr> </table>	融資限度額	3,000万円	融資利率	無利子	融資期間	20年以内（据置期間5年以内）	
融資限度額	3,000万円						
融資利率	無利子						
融資期間	20年以内（据置期間5年以内）						
対象となる方	●警戒区域、計画的避難区域又は緊急時避難準備区域と指定された区域（4月22日まで屋内退避区域と指定された区域を含む）に事業所を有し、その移転を余儀なくされる中小企業等						
お問い合わせ先	●公益財団法人福島県産業振興センター 企業支援部 原発災害対策特別融資チーム 電話番号024-525-4019 024-534-0928 024-535-7348 024-534-0948 024-534-0938						

制度の名称	東日本大震災復興緊急保証			
支援の種類	融資（保証）			
支援の内容	●金融機関から、事業の再建、経営の安定に必要な資金の借入を行う場合に、信用保証協会が保証する制度です。（借入額の全額に対して保証します。）			
	●保証限度額等は次のとおりです。			
	<table border="1"> <tr> <td>保証限度額</td> <td>無担保8千万円、最大で2億8千万円 ※一般保証、セーフティネット保証・災害関係保証とは別枠。</td> </tr> <tr> <td>保証料率</td> <td>0.8%以下</td> </tr> </table>	保証限度額	無担保8千万円、最大で2億8千万円 ※一般保証、セーフティネット保証・災害関係保証とは別枠。	保証料率
保証限度額	無担保8千万円、最大で2億8千万円 ※一般保証、セーフティネット保証・災害関係保証とは別枠。			
保証料率	0.8%以下			
対象となる方	●特定被災区域内の方 ・地震、津波等により直接被害を受けた方 ・原発事故に係る警戒区域、計画的避難区域、緊急時避難準備区域内の方 ●特定被災区域外の方 ・特定被災区域内の事業者と取引関係があり、かつ、震災の影響により業況が悪化している方 ・震災に起因した風評被害による契約の解除等の影響で業況が悪化している方			
お問い合わせ先	●信用保証協会			

<p>制度の名称</p>	<p>東日本大震災復興特別貸付</p>												
<p>支援の種類</p>	<p>融資</p>												
<p>支援の内容</p>	<p>●震災により直接又は間接被害を受けた中小企業者等を対象とした新たな長期・低利の融資制度です。特に事業所が全壊・流失した中小企業者や、原発事故に係る警戒区域等内の中小企業者に対しては、県の財団法人を通じた利子補給制度（実質無利子化）も創設しています。</p> <p>●貸付限度額等は次のとおりです。 なお、①②③は下記対象となる方の番号に対応しております。</p> <table border="1" data-bbox="293 459 1451 1549"> <tr> <td data-bbox="293 459 581 838" rowspan="3"> <p>貸付限度額</p> </td> <td data-bbox="581 459 1451 587"> <p>①に該当する方 ・日本公庫（中小企業）・商工中金 3億円 ・日本公庫（国民事業） 6,000万円</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="581 587 1451 714"> <p>②に該当する方 ・日本公庫（中小企業）・商工中金 3億円 ・日本公庫（国民事業） 6,000万円</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="581 714 1451 838"> <p>③に該当する方 ・日本公庫（中小企業）・商工中金 7億2,000万円 ・日本公庫（国民事業） 4,800万円</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="293 838 581 1213" rowspan="3"> <p>貸付期間 据置期間</p> </td> <td data-bbox="581 838 1451 966"> <p>①に該当する方 ・貸付期間：最長20年（設備）、最長15年（運転） ・据置期間：最長5年</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="581 966 1451 1093"> <p>②に該当する方 ・貸付期間：最長15年（設備）、最長15年（運転） ・据置期間：最長3年</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="581 1093 1451 1213"> <p>③に該当する方 ・貸付期間：最長15年（設備）、最長8年（運転） ・据置期間：最長3年</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="293 1213 581 1549" rowspan="3"> <p>貸付利率</p> <p>※基準金利（貸付期間5年以内の貸付金利） 中小：1.65% 国民：2.15% （6月8日時点）</p> </td> <td data-bbox="581 1213 1451 1371"> <p>①に該当する方 ・基準金利から1.4%引き下げ ※原発事故に係る警戒区域等内の中小企業者等に対しては、貸付後3年間、利子補給を行うことにより、実質無利子化。</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="581 1371 1451 1460"> <p>②に該当する方 ・基準金利から最大1.4%引き下げ</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="581 1460 1451 1549"> <p>③に該当する方 ・基準金利から最大0.5%引き下げ</p> </td> </tr> </table>	<p>貸付限度額</p>	<p>①に該当する方 ・日本公庫（中小企業）・商工中金 3億円 ・日本公庫（国民事業） 6,000万円</p>	<p>②に該当する方 ・日本公庫（中小企業）・商工中金 3億円 ・日本公庫（国民事業） 6,000万円</p>	<p>③に該当する方 ・日本公庫（中小企業）・商工中金 7億2,000万円 ・日本公庫（国民事業） 4,800万円</p>	<p>貸付期間 据置期間</p>	<p>①に該当する方 ・貸付期間：最長20年（設備）、最長15年（運転） ・据置期間：最長5年</p>	<p>②に該当する方 ・貸付期間：最長15年（設備）、最長15年（運転） ・据置期間：最長3年</p>	<p>③に該当する方 ・貸付期間：最長15年（設備）、最長8年（運転） ・据置期間：最長3年</p>	<p>貸付利率</p> <p>※基準金利（貸付期間5年以内の貸付金利） 中小：1.65% 国民：2.15% （6月8日時点）</p>	<p>①に該当する方 ・基準金利から1.4%引き下げ ※原発事故に係る警戒区域等内の中小企業者等に対しては、貸付後3年間、利子補給を行うことにより、実質無利子化。</p>	<p>②に該当する方 ・基準金利から最大1.4%引き下げ</p>	<p>③に該当する方 ・基準金利から最大0.5%引き下げ</p>
<p>貸付限度額</p>	<p>①に該当する方 ・日本公庫（中小企業）・商工中金 3億円 ・日本公庫（国民事業） 6,000万円</p>												
	<p>②に該当する方 ・日本公庫（中小企業）・商工中金 3億円 ・日本公庫（国民事業） 6,000万円</p>												
	<p>③に該当する方 ・日本公庫（中小企業）・商工中金 7億2,000万円 ・日本公庫（国民事業） 4,800万円</p>												
<p>貸付期間 据置期間</p>	<p>①に該当する方 ・貸付期間：最長20年（設備）、最長15年（運転） ・据置期間：最長5年</p>												
	<p>②に該当する方 ・貸付期間：最長15年（設備）、最長15年（運転） ・据置期間：最長3年</p>												
	<p>③に該当する方 ・貸付期間：最長15年（設備）、最長8年（運転） ・据置期間：最長3年</p>												
<p>貸付利率</p> <p>※基準金利（貸付期間5年以内の貸付金利） 中小：1.65% 国民：2.15% （6月8日時点）</p>	<p>①に該当する方 ・基準金利から1.4%引き下げ ※原発事故に係る警戒区域等内の中小企業者等に対しては、貸付後3年間、利子補給を行うことにより、実質無利子化。</p>												
	<p>②に該当する方 ・基準金利から最大1.4%引き下げ</p>												
	<p>③に該当する方 ・基準金利から最大0.5%引き下げ</p>												
<p>対象となる方</p>	<p>①今般の地震・津波等により直接被害を受けた中小企業者又は原発事故に係る警戒区域、計画的避難区域、緊急時避難準備区域内の中小企業者 ②上記①の事業者等と一定以上の取引のある中小企業者 ③その他の理由により、業況が悪化している中小企業者（風評被害等による影響も含む。） ※上記①②の該当者は、本措置も利用可能。</p>												
<p>お問い合わせ先</p>	<p>●日本政策金融公庫（沖縄県内では沖縄公庫）又は商工組合中央金庫の支店へ</p>												

各種支援制度の概要

制度の名称	災害関係保証		
支援の種類	融資（保証）		
支援の内容	<ul style="list-style-type: none"> ●金融機関から事業の再建に必要な資金の借入を行う場合、信用保証協会が一般保証とは別枠で保証する制度です。（借入額の金額に対して保証します。） ●保証限度額等は次のとおりです。 		
	保証限度額	無担保8千万円、最大で2億8千万円	
	保証料率	概ね0.7%~1.0%	
対象となる方	<ul style="list-style-type: none"> ●地震、津波等により直接被害を受けた方 ●原発事故に係る警戒区域、計画的避難区域、緊急時避難準備区域内の方 		
お問い合わせ先	●信用保証協会		

制度の名称	セーフティネット保証（5号）		
支援の種類	融資（保証）		
支援の内容	<ul style="list-style-type: none"> ●震災被害に限らず、業況が悪化している中小企業者が金融機関から経営の安定に必要な資金の借入を行う場合、信用保証協会が一般保証とは別枠で保証する制度です。 		
	保証限度額	無担保8,000万円、最大で2.8億円	
	保証料率	概ね0.7%~1.0%	
対象となる方	<ul style="list-style-type: none"> ●指定業種（※1）に属し、売上高の減少等（※2）について市区町村の認定を受けた中小企業者が対象です。 <p>※1 平成23年4月1日~9月30日については、原則全業種対象（農林水産業、金融業等は対象外）</p> <p>※2 以下イ）~ハ）のいずれかを満たす必要があります。</p> <p>イ）最近3か月の前年同期比で5%以上減少</p> <p>ロ）製品等原価のうち20%を占める原油等の仕入価格が20%以上、上昇しているにもかかわらず、製品等価格に転嫁できていない中小企業者</p> <p>ハ）東日本大震災の発生後、原則として最近1か月間の売上高等が前年同月比20%以上減少、かつ、その後2か月間を含む3か月間の売上高等が前年同期比20%以上減少が見込まれること。</p>		
お問い合わせ先	●信用保証協会		

制度の名称	マル経融資	
支援の種類	融資	
支援の内容	<ul style="list-style-type: none"> ●小規模事業者経営改善資金融資（通称：マル経融資）制度は、商工会・商工会議所・都道府県商工会連合会の経営指導員が経営指導を行うことによって日本政策金融公庫（沖縄県内では沖縄公庫）が無担保・無保証人・低利で融資を行う制度です。 ●今般の震災により被害を受けた小規模事業者の資金繰りを支援するため、震災対応特枠として、以下の措置を実施します（※）。 	
	貸付限度額	通常枠（1,500万円）と別枠で1,000万円
	貸付金利	別枠1,000万円の範囲内で、当初3年間さらに▲0.9%引下げ（合計▲1.2%）
	貸付期間	設備資金は10年以内（据置期間2年以内） 運転資金は7年以内（据置期間1年以内）
	（※）震災により直接又は間接に被害を受け、かつ、商工会・商工会議所が策定する小規模企業再建支援方針に沿って事業を行うことが見込まれる方に限られます。	
対象となる方	<ol style="list-style-type: none"> 1. 小規模事業者 常時使用する従業員が20人以下（商業・サービス業の場合は5人以下）の法人・個人事業主 2. 商工会・商工会議所の経営指導を受けているなどの要件を満たしている方 	
お問い合わせ先	最寄りの商工会・都道府県商工会連合会、最寄りの商工会議所	

※その他の中小企業支援制度につきましては、中小企業庁のホームページもご覧ください。（<http://www.chusho.meti.go.jp/>）

掲載する各種支援制度のお問い合わせ先

資金繰り（融資制度）のお問い合わせ先

日本政策金融公庫 0120-154-505
 沖縄振興開発金融公庫 098-941-1795
 商工組合中央金庫 0120-079-366

資金繰り（保証制度）のお問い合わせ先（中小企業関係）

協会名	電話番号	協会名	電話番号
北海道信用保証協会	011-241-5554	石川県信用保証協会	076-222-1511
青森県信用保証協会	017-723-1354	福井県信用保証協会	0776-33-1800
岩手県信用保証協会	019-654-1505	滋賀県信用保証協会	077-511-1300
宮城県信用保証協会	022-225-5230	京都信用保証協会	075-314-7221
秋田県信用保証協会	018-863-9011	大阪府中小企業信用保証協会	06-6244-7121
山形県信用保証協会	023-647-2247	大阪市信用保証協会	06-6260-1700
福島県信用保証協会	024-526-1530	兵庫県信用保証協会	078-393-3900
茨城県信用保証協会	029-224-7811	奈良県信用保証協会	0742-33-0551
栃木県信用保証協会	028-635-2121	和歌山県信用保証協会	073-423-2255
群馬県信用保証協会	027-231-8816	鳥取県信用保証協会	0857-26-6631
埼玉県信用保証協会	048-647-4711	島根県信用保証協会	0852-21-0561
千葉県信用保証協会	043-221-8181	岡山県信用保証協会	086-243-1121
東京信用保証協会	03-3272-2251	広島県信用保証協会	082-228-5500
神奈川県信用保証協会	045-681-7172	山口県信用保証協会	083-921-3090
横浜市信用保証協会	045-662-6621	香川県信用保証協会	087-851-0061
川崎市信用保証協会	044-211-0503	徳島県信用保証協会	088-622-0217
新潟県信用保証協会	025-267-1311	高知県信用保証協会	088-823-3261
山梨県信用保証協会	055-235-9700	愛媛県信用保証協会	089-931-2111
長野県信用保証協会	026-234-7288	福岡県信用保証協会	092-415-2600
静岡県信用保証協会	054-252-2120	佐賀県信用保証協会	0952-24-4340
愛知県信用保証協会	052-454-0500	長崎県信用保証協会	095-822-9171
名古屋市信用保証協会	052-212-3011	熊本県信用保証協会	096-375-2000
岐阜県信用保証協会	058-276-8123	大分県信用保証協会	097-532-8336
岐阜市信用保証協会	058-267-4553	宮崎県信用保証協会	0985-24-8251
三重県信用保証協会	059-229-6021	鹿児島県信用保証協会	099-223-0273
富山県信用保証協会	076-423-3171	沖縄県信用保証協会	098-863-5302

資金繰り（保証制度）のお問い合わせ先（農業・漁業関係）

協会名	電話番号
北海道農業信用基金協会	011-232-6083
青森県農業信用基金協会	017-762-2751
岩手県農業信用基金協会	019-626-8563
宮城県農業信用基金協会	022-264-8661
秋田県農業信用基金協会	018-864-2393
山形県農業信用基金協会	023-634-8272
福島県農業信用基金協会	024-554-3225
茨城県農業信用基金協会	029-332-2288
栃木県農業信用基金協会	028-626-2355
群馬県農業信用基金協会	027-220-2167
埼玉県農業信用基金協会	048-829-3455
千葉県農業信用基金協会	043-245-7468
東京農業信用基金協会	042-528-1362
神奈川県農業信用基金協会	046-226-5191
山梨県農業信用基金協会	055-223-3600
長野県農業信用基金協会	026-236-2411
新潟県農業信用基金協会	025-230-2410
富山県農業信用基金協会	076-445-2321
石川県農業信用基金協会	076-240-5583
福井県農業信用基金協会	0776-27-8295
岐阜県農業信用基金協会	058-276-5251
静岡県農業信用基金協会	054-284-9874
愛知県農業信用基金協会	052-951-3619
三重県農業信用基金協会	059-229-9213

協会名	電話番号
北海道漁業信用基金協会	011-281-2816
青森県漁業信用基金協会	017-723-2714
岩手県漁業信用基金協会	019-623-5281
宮城県漁業信用基金協会	022-221-5326
秋田県漁業信用基金協会	018-823-7362
山形県漁業信用基金協会	0234-24-2604
福島県漁業信用基金協会	0246-29-4433
茨城県漁業信用基金協会	029-226-0717
栃木県漁業信用基金協会	028-664-0237
千葉県漁業信用基金協会	043-241-5510
東京漁業信用基金協会	03-3458-2431
神奈川県漁業信用基金協会	045-778-5070
新潟県漁業信用基金協会	025-245-0814
富山県漁業信用基金協会	076-441-6127
石川県漁業信用基金協会	076-234-8827
福井県漁業信用基金協会	0776-22-6279
静岡県漁業信用基金協会	054-251-0717
愛知県漁業信用基金協会	052-950-2737
三重県漁業信用基金協会	059-226-6441
滋賀県漁業信用基金協会	077-528-3871
京都府漁業信用基金協会	0773-77-2238

協会名	電話番号
滋賀県農業信用基金協会	077-521-1721
京都府農業信用基金協会	075-661-1332
大阪市農業信用基金協会	06-6204-3625
兵庫県農業信用基金協会	078-333-5846
奈良県農業信用基金協会	0742-27-4181
和歌山県農業信用基金協会	073-426-8120
鳥取県農業信用基金協会	0857-23-0154
島根県農業信用基金協会	0852-31-3627
岡山県農業信用基金協会	086-222-3218
広島県農業信用基金協会	082-247-4257
山口県農業信用基金協会	083-973-3290
徳島県農業信用基金協会	088-634-2652
香川県農業信用基金協会	087-825-0281
愛媛県農業信用基金協会	089-948-5678
高知県農業信用基金協会	088-802-8045
福岡県農業信用基金協会	092-711-3883
佐賀県農業信用基金協会	0952-25-5301
長崎県農業信用基金協会	095-820-2081
熊本県農業信用基金協会	096-328-1270
大分県農業信用基金協会	097-538-6456
宮崎市農業信用基金協会	0985-31-2241
鹿児島県農業信用基金協会	099-258-5635
沖縄県農業信用基金協会	098-831-5321

協会名	電話番号
大阪市漁業信用基金協会	06-6945-5690
兵庫県漁業信用基金協会	078-919-1314
和歌山県漁業信用基金協会	073-432-4800
鳥取県漁業信用基金協会	0857-26-8392
島根県漁業信用基金協会	0852-21-0006
岡山県漁業信用基金協会	086-234-2711
広島県漁業信用基金協会	082-247-1989
山口県漁業信用基金協会	0832-61-0535
徳島県漁業信用基金協会	088-636-0535
香川県漁業信用基金協会	087-851-5424
愛媛県漁業信用基金協会	089-933-5126
高知県漁業信用基金協会	088-873-7693
福岡県漁業信用基金協会	092-781-4981
佐賀県漁業信用基金協会	0952-23-7823
長崎県漁業信用基金協会	095-823-8171
熊本県漁業信用基金協会	096-329-9400
大分県漁業信用基金協会	097-532-3496
宮崎市漁業信用基金協会	0985-29-1313
鹿児島県漁業信用基金協会	099-253-8815
沖縄県漁業信用基金協会	098-860-2633

IV. 原子力損害の判定等に関する指針の概要

原子力損害の範囲の判定等に関する指針について

文部科学省に設けられた原子力損害賠償紛争審査会は、東京電力株式会社福島第一、第二原子力発電所事故による被害者と東京電力株式会社との損害賠償に関する円滑な話し合いと合意形成のため、東京電力株式会社が賠償すべき損害について、平成23年8月5日、「東京電力株式会社福島第一、第二原子力発電所事故による原子力損害の範囲の判定等に関する中間指針」（以下「中間指針」という。）、同年12月6日には、「東京電力株式会社福島第一、第二原子力発電所事故による原子力損害の範囲の判定等に関する中間指針追補（自主的避難等に係る損害について）」（以下「第一次追補」という。）を示し、また、平成24年3月末を一つの目途に新たな避難指示区域の設定が予定されていること等を踏まえ、平成24年3月16日に「東京電力株式会社福島第一、第二原子力発電所事故による原子力損害の範囲の判定等に関する中間指針第二次追補（政府による避難区域等の見直し等に係る損害について）」（以下「第二次追補」という。）を示しました。

本資料は、中間指針、第一次追補及び第二次追補に基づいて、本件事故による被害者の方々の代表的な損害の類型毎に、それぞれの方がどのような賠償を受けることができるかを簡潔にお示ししておりますので、ご自身があてはまるページをご確認下さい。（あてはまる項目が複数の場合もあります）。なお、すべての場合は網羅していない上、東京電力株式会社による賠償基準により、これらの指針で示されたものと異なる賠償が実際にはなされる場合があることにご注意ください。

中間指針、第一次追補及び第二次追補は、本件事故による被害が収束していない中で、賠償すべき損害として類型化が可能なものを示したものです。したがって、上記中間指針、第一次追補及び第二次追補で触れなかったものでも、損害賠償の対象となる場合があります。

（付記）政府、地方公共団体の職員、法曹関係者その他被害者を支援される方々へのお願い

本資料は、主として被災地域の住民及び事業者の方々に、指針の概要をご理解いただくために、簡潔を旨として作成したものです。このため、中間指針、第一次追補及び第二次追補の全てを必ずしも網羅できていませんので、皆様におかれましては、中間指針、第一次追補及び第二次追補本文をご参照の上、被害者の方々の支援に当たって頂けますよう、お願いいたします。

なお、本資料は、主として被災地域の住民及び事業者の方々向けのものですので、地方公共団体を対象とするものについては記載していません。

1. 警戒区域（避難区域）、計画的避難区域（注1）にお住まい 又は勤務先がある方（同区域内に財物（動産、不動産）をお持ちの方もお読みください）

注1 避難指示区域見直しにより、警戒区域（避難区域）、計画的避難区域については、避難指示解除準備区域、居住制限区域、帰還困難区域という新たな区域に設定されます。

お住まいがある方

- ① **放射線への曝露の有無又はそれが健康に及ぼす影響を確認するための検査費用**の実費（検査のための交通費等も含まれます。）
- ② 区域外への**避難費用**（交通費、家財道具の移動費用、宿泊費等※1）の実費（注2）
 - （※1 宿泊費等について、原則として、引き続き実費が賠償されますが、対象となる額及び期間には限りがあります。）
 - ・従前の住居が借家の方：一定期間経過後は従前の家賃からの増額部分
 - ・従前の住居が持ち家の方：居住していた不動産の価値が全損となった場合、その全額賠償を受けることが可能となった時期まで
- ③ **一時立入費用**の実費※2（参加のための交通費等も含まれます。）
 - （※2 警戒区域（避難区域）にお住まいの方が対象となります。）
- ④ 避難指示等の解除等に伴い、区域内の住居に戻るために負担した**帰宅費用**（交通費、家財道具の移動費用等）の実費※3
 - （※3 帰還困難区域等内の住居への帰還を断念し移住しようとする場合の移動費用等も認められます。）
- ⑤ 避難や避難生活が原因の**傷害、疾病、死亡による逸失利益、治療費、薬代等**（健康悪化防止のための負担増も含まれます。）

⑥ 避難生活に伴う**精神的損害**

第1期 事故発生日^(注3)から平成23年9月10日まで：

一人月額 10万円^{※4}

(※4 避難所、体育館、公民館等で避難生活をした場合は、その期間について、一人月額12万円)

第2期 平成23年9月11日から避難指示区域見直しの時点まで：

一人月額 5万円

(※5 東京電力株式会社による賠償基準では、一人月額10万円としています。)

第3期については、避難指示区域見直しによって新たに設定される区域毎に内容が異なります。

【避難指示解除準備区域にお住まいがある方】

第3期 避難指示区域見直しの時点から、避難指示等の解除後相当期間経過まで^(注2)： 一人月額 10万円

【居住制限区域にお住まいがある方】

第3期 避難指示区域見直しの時点から、避難指示等の解除後相当期間経過まで^(注2)： 一人月額 10万円^{※6}

(※6 概ね2年分としてまとめて一人240万円の請求をすることが可能であり、避難指示解除までの期間が長期化した場合は、賠償の対象となる期間に応じて追加するものとしています。)

【帰還困難区域にお住まいがある方】

第3期 避難指示区域見直しの時点以降： 一人 600万円^{※7}

(※7 帰還できない期間が長期化する等の個別具体的な事情によりこれを上回る額が認められ得るとしています。)

⑦ 自主的避難等に係る損害に準じた**精神的損害**
【自主的避難等対象区域内に避難した子供・妊婦の方】

事故発生日から平成23年12月末まで^{※8}：

上記⑥の扱いに加えて 一人 20万円^{※9}

(^{※8} 平成24年1月以降は、少なくとも子供・妊婦の方については、個別の事例又は類型毎に、自主的避難を行うような心理が、平均的・一般的な人を基準としつつ、合理性を有していると認められる場合には、賠償の対象となります。)

(^{※9} 本件事故発生当初の時期を除き、自主的避難等対象区域内に避難し滞在していた期間に応じた額となります。なお、東京電力株式会社による賠償基準では、平成23年4月23日から同年12月31日までの分として、一人40万円としています。)

注2 避難費用や精神的損害が賠償される期間である避難指示等解除後の「相当期間」は、今後の状況を踏まえて判断されます。なお、例えば一定の医療・介護等が必要な者に関しては解除後の地域の医療・福祉体制等を考慮し、子供に関しては通学先の学校の状況を考慮する等、特段の事情がある場合は、個別具体的な事情に応じて柔軟に判断されます。

また、解除後相当期間前に帰還した場合については、原則として、実際にどの時点で帰還したかを問わず、相当期間経過の時点を一律の終期として損害額が算定されます。

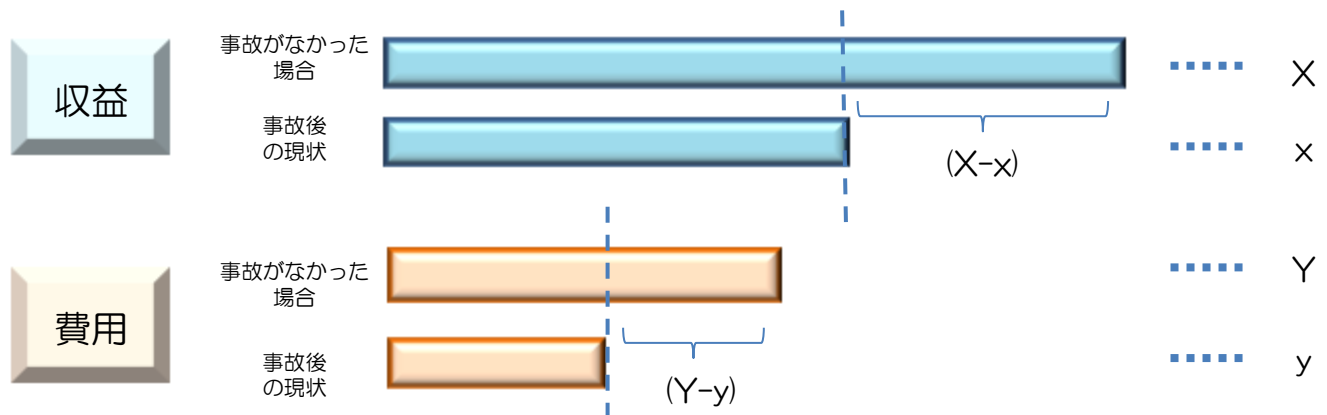
注3 精神的損害が発生した始期は、原則として実際に避難した日にかかわらず、事故発生日としています。

事業を営んでいた方

- 区域内で事業を営んでいた方で事業に支障が生じた方の**減収分^{※10}**と**追加的費用**（資産の廃棄・移動・除染費用等）

（※10 特別の努力として認められた転業・転職や臨時の営業・就労等による利益や給与等は、損害額から控除されない場合があります。）

（解説）減収分として賠償される額は、売上高等の収益^{※11}の減少分 $(X-x)$ から売上原価、販管費等の費用の減少分 $(Y-y)$ を控除した額 $\{(X-x) - (Y-y)\}$ となります。



（※11 「収益」には、国の交付金等も含まれます。）

※営業損害の終期については、突然かつ広範囲に被害が生じたという本件事故の特殊性、営業損害を被った事業者の多様性等にかんがみ、個別具体的な事情に応じて合理的に判断されます。

共通事項（勤務先がある方を含みます）

- ① 区域内に住居又は勤務先があって就労不能等となった勤労者の方の**給与等の減収分^{※12}**と**追加的費用**（配置転換、転職等による転居費用等を含む。）

（※12 特別の努力として認められた転職や臨時の就労等による給与等は、損害額から控除されない場合があります。）

※就労不能等に伴う損害の終期については、突然かつ広範囲に被害が生じたという本件事故の特殊性、就労不能等に伴う損害を被った勤労者の多様性等にかんがみ、個別具体的な事情に応じて合理的に判断されます。但し、一般的には営業損害の終期よりも早期に到来することが考慮されます。

② 区域内にあった商品など**財物の検査費用**

③ 区域内の**財物**（不動産を含む。）**価値の喪失・減少分と追加的費用**（廃棄費用、修理費用、除染費用等）

特に、不動産の財物の価値喪失・減少分について

【帰還困難区域にお住まいがある方】

本件事故発生直前の価値を基準として100%減少（全損）したものと推認。

【居住制限区域及び避難指示解除準備区域にお住まいがある方】

本件事故発生直前の価値を基準として一定程度減少したものと推認。
（避難指示解除までの期間等を考慮）

④ 除染等（汚染の拡散防止等を含む。）に伴い**必然的に生じた追加的費用、減収分、財物価値の喪失・減少**

※いずれの損害も必要かつ合理的な範囲が賠償の対象ですが、自治体等の他者が負担している場合には対象となりません。

※指針で対象とされなかったものが、直ちに賠償の対象とならないというものではなく、個別具体的な事情に応じて相当因果関係のある損害と認められることがあります。

2. 旧屋内退避区域、旧緊急時避難準備区域にお住まい又は勤務先がある方（同区域内に財物（動産、不動産）をお持ちの方もお読みください）

お住まいがある方

- ① 放射線への曝露の有無又はそれが健康に及ぼす影響を確認するための**検査費用**の実費（検査のための交通費等も含まれます。）
- ② 区域外への**避難費用**（交通費、家財道具の移動費用、宿泊費等）の実費（注1）
- ③ 避難指示等の解除等に伴い、区域内の住居に戻るために負担した**帰宅費用**（交通費、家財道具の移動費用等）の実費
- ④ 避難や避難生活が原因の**傷害、疾病、死亡による逸失利益、治療費、薬代等**（健康悪化防止のための負担増も含まれます。）

⑤ 屋内退避又は避難に伴う**精神的損害**

- 屋内退避をされた方（平成23年6月19日までに区域外へ避難した方を除く。）： 一人 10万円
- 平成23年6月19日までに区域外へ避難された方
 - 第1期 事故発生日^(注2)から平成23年9月10日^(注1)： 一人月額 10万円^{*1}
 - 第2期 平成23年9月11日から平成24年3月10日まで： 一人月額 5万円^{*2}
 - 第3期 平成24年3月11日から同年8月末まで^(注1)： 一人月額 10万円
- 平成23年6月20日以降に区域外へ避難された子供、妊婦、要介護者、入院患者等の方
 - 第1期 実際に避難した日から平成23年9月10日まで： 一人月額 10万円^{*1}
 - 第2期 平成23年9月11日から平成24年3月10日まで： 一人月額 5万円^{*2}
 - 第3期 平成24年3月11日から同年8月末まで^(注1)： 一人月額 10万円

(※1 避難所、体育館、公民館等で避難生活をした場合は、その期間について、一人月額12万円)

(※2 東京電力株式会社による賠償基準では、一人月額10万円としています。)

⑥ 自主的避難等に係る損害に準じた**精神的損害**

【自主的避難等対象区域内に避難した子供・妊婦の方】

事故発生日から平成23年12月末まで^{*3}：

上記⑤の扱いに加えて 一人 20万円^{*4}

(※4 本件事故発生当初の時期を除き、自主的避難等対象区域内に避難し滞在していた期間等に応じた額となります。なお、東京電力株式会社による賠償基準では、平成23年4月23日から同年12月31日までの分として、一人40万円としています。)

【避難せず区域内に滞在していた子供・妊婦の方】

事故発生日から平成23年12月末まで^{*3}：

上記⑤の扱いに加えて 一人 40万円^{*5}

(※5 屋内退避区域の解除後に区域内に滞在していた期間等に応じた額となります。)

(※3 平成24年1月以降は、少なくとも子供・妊婦の方については、個別の事例又は類型毎に、自主的避難を行うような心理が、平均的・一般的な人を基準としつつ、合理性を有していると認められる場合には、賠償の対象となります。)

注1 避難費用や精神的損害が賠償される期間である避難指示等解除後の「相当期間」は、

- i 緊急時避難準備区域に移行しなかった屋内退避区域については、平成23年7月末（学校等に通っていた児童・生徒等が避難している場合は同年8月末）まで
- ii 緊急時避難準備区域については、平成24年8月末まで（但し、楢葉町については、同町の避難指示区域の解除後相当期間となります。）を目安とされています。

なお、緊急時避難準備区域の「相当期間」については、一定の医療・介護等が必要な者に関しては解除後の地域の医療・福祉体制等を考慮し、子供に関しては通学先の学校の状況を考慮する等、特段の事情がある場合は、個別具体的な事情に応じて柔軟に判断されます。

また、解除後相当期間前に帰還した場合については、原則として、実際にどの時点で帰還したかを問わず、相当期間経過の時点を一律の終期として損害額が算定されます。

さらに、第1期又は第2期において帰還した場合や本件事故発生当初から避難せずに滞在し続けた場合も、個別具体的な事情に応じて賠償対象となり得ます。

注2 精神的損害が発生した始期は、原則として実際に避難した日にかかわらず、事故発生日とされています。

事業を営んでいた方

- 区域内で事業を営んでいた方で事業に支障が生じた方の**減収分^{※6}と追加的費用**（資産の廃棄・移動・除染費用等）

（※6 特別の努力として認められた転業・転職や臨時の営業・就労等による利益や給与等は、損害額から控除されない場合があります。）

※減収分の解説については、「1. 警戒区域（避難区域）、計画的避難区域にお住まい又は勤務先がある方」の該当部分（48ページ）をご参照ください。

※営業損害の終期については、突然かつ広範囲に被害が生じたという本件事故の特殊性、営業損害を被った事業者の多様性等にかんがみ、個別具体的な事情に応じて合理的に判断されます。

共通事項（勤務先がある方を含みます）

- ① 区域内に住居又は勤務先があつて就労不能等となつた勤労者の方の**給与等の減収分**※7と**追加的費用**（配置転換、転職等による転居費用等を含む。）
（※7 特別の努力として認められた転職や臨時の就労等による給与等は、損害額から控除されない場合があります。）

※就労不能等に伴う損害の終期については、突然かつ広範囲に被害が生じたという本件事故の特殊性、就労不能等に伴う損害を被つた勤労者の多様性等にかんがみ、個別具体的な事情に応じて合理的に判断されます。但し、一般的には営業損害の終期よりも早期に到来することが考慮されます。

- ② 区域内にあつた商品など**財物の検査費用**

- ③ 区域内の**財物**（不動産を含む。）**価値の喪失・減少分と追加的費用**（廃棄費用、修理費用、除染費用等）

- ④ 除染等（汚染の拡散防止等を含む。）に伴い**必然的に生じた追加的費用、減収分、財物価値の喪失・減少**

※いずれの損害も必要かつ合理的な範囲が賠償の対象ですが、自治体等の他者が負担している場合には対象となりません。

※指針で対象とされなかったものが、直ちに賠償の対象とならないというものではなく、個別具体的な事情に応じて相当因果関係のある損害と認められることがあります。

3. 特定避難勧奨地点にお住まい又は勤務先がある方 (同地点に財物(動産、不動産)をお持ちの方もお読みください)

お住まいがある方

- ① 放射線への曝露の有無又はそれが健康に及ぼす影響を確認するための検査費用の実費(検査のための交通費等も含まれます。)
- ② 地点外への避難費用(交通費、家財道具の移動費用、宿泊費等)の実費(注1)
- ③ 避難指示等の解除等に伴い、地点内の住居に戻るために負担した帰宅費用(交通費、家財道具の移動費用等)の実費
- ④ 避難や避難生活が原因の傷害、疾病、死亡による逸失利益、治療費、薬代等(健康悪化防止のための負担増も含まれます。)
- ⑤ 避難生活に伴う精神的損害
 - 第1期 実際に避難した日から平成23年9月10日まで：
 - 一人月額 10万円※1
 (※1 避難所、体育館、公民館等で避難生活をした場合は、その期間について、一人月額12万円)
 - 第2期 平成23年9月11日から平成24年3月10日まで：
 - 一人月額 5万円※2
 (※2 東京電力株式会社による賠償基準では、一人月額10万円としています。)
 - 第3期 平成24年3月11日から避難指示等の解除後相当期間経過まで(注1)：
 - 一人月額 10万円

⑥ 自主的避難等に係る損害に準じた**精神的損害**

【自主的避難等対象区域内に避難した子供・妊婦の方】

事故発生日から平成23年12月末まで^{※3}：

上記⑤に加えて一人 20万円^{※4}

(^{※4} 本件事故発生当初の時期を除き、自主的避難等対象区域内に避難し滞在していた期間分が対象となります。なお、東京電力株式会社による賠償基準では、原則として平成23年4月23日から同年12月31日までの分として、一人40万円としています。)

【地点内に滞在していた子供・妊婦の方】

事故発生日から平成23年12月末まで^{※3}： 一人 40万円^{※5}

(^{※5} 地点内に滞在していた期間に応じた額となります。)

(^{※3} 平成24年1月以降は、少なくとも子供・妊婦の方については、個別の事例又は類型毎に、自主的避難を行うような心理が、平均的・一般的な人を基準としつつ、合理性を有していると認められる場合には、賠償の対象となります。)

【地点内に滞在していた子供・妊婦以外の方】

事故発生当初の時期： 一人 8万円

注1 避難費用や精神的損害が賠償される期間である避難指示等解除後の「相当期間」は、解除から3ヶ月間を目安とされていますが、一定の医療・介護等が必要な者に関しては解除後の地域の医療・福祉体制等を考慮し、子供に関しては通学先の学校の状況を考慮する等、特段の事情がある場合は、個別具体的な事情に応じて柔軟に判断されます。

また、解除後相当期間前に帰還した場合については、原則として、実際にどの時点で帰還したかを問わず、相当期間経過の時点を一律の終期として損害額が算定されます。

さらに、第1期又は第2期において帰還した場合や本件事故発生当初から避難せずに滞在し続けた場合も、個別具体的な事情に応じて賠償対象となり得ます。

事業を営んでいた方

○ 地点内で事業を営んでいた方で事業に支障が生じた方の**減収分^{※6}と追加的費用**（資産の廃棄・移動・除染費用等）

(^{※6} 特別の努力として認められた転業・転職や臨時の営業・就労等による利益や給与等は、損害額から控除されない場合があります。)

※減収分の解説については、「1. 警戒区域（避難区域）、計画的避難区域にお住まい又は勤務先がある方」の該当部分（48ページ）をご参照ください。

※営業損害の終期については、突然かつ広範囲に被害が生じたという本件事故の特殊性、営業損害を被った事業者の多様性等にかんがみ、個別具体的な事情に応じて合理的に判断されます。

共通事項（勤務先がある方を含みます）

- ① 地点内に住居又は勤務先があって就労不能等となった勤労者の方の**給与等の減収分**^{※7}と**追加的費用**（配置転換、転職等による転居費用等を含む。）
（※7 特別の努力として認められた転職や臨時の就労等による給与等は、損害額から控除されない場合があります。）

※就労不能等に伴う損害の終期については、突然かつ広範囲に被害が生じたという本件事故の特殊性、就労不能等に伴う損害を被った勤労者の多様性等にかんがみ、個別具体的な事情に応じて合理的に判断されます。但し、一般的には営業損害の終期よりも早期に到来することが考慮されます。

- ② 地点内にあった商品など**財物の検査費用**

- ③ 地点内の**財物**（不動産を含む。）**価値の喪失・減少分と追加的費用**（廃棄費用、修理費用、除染費用等）

- ④ 除染等（汚染の拡散防止等を含む。）に伴い**必然的に生じた追加的費用、減収分、財物価値の喪失・減少**

※いずれの損害も必要かつ合理的な範囲が賠償の対象ですが、自治体等の他者が負担している場合には対象となりません。

※指針で対象とされなかったものが、直ちに賠償の対象とならないというものではなく、個別具体的な事情に応じて相当因果関係のある損害と認められることがあります。

4. 南相馬市が一時避難を要請した区域^(注1)にお住まい又は勤務先がある方（同区域内に財物（動産、不動産）をお持ちの方もお読みください）

注1 警戒区域（避難区域）、計画的避難区域、旧緊急時避難準備区域を除きます。これらの区域については、該当するページを参照して下さい。

お住まいがある方

- ① 放射線への曝露の有無又はそれが健康に及ぼす影響を確認するための検査費用の実費（検査のための交通費等も含まれます。）
- ② 区域外への避難費用（交通費、家財道具の移動費用、宿泊費等）の実費^(注2)
- ③ 避難指示等の解除等に伴い、区域内の住居に戻るために負担した帰宅費用（交通費、家財道具の移動費用等）の実費
- ④ 避難や避難生活が原因の傷害、疾病、死亡による逸失利益、治療費、薬代等（健康悪化防止のための負担増も含まれます。）
- ⑤ 避難に伴う精神的損害
第一期 事故発生日^(注3)から平成23年7月末まで^(注2)：
一人月額 10万円^{※1}
(※1 避難所、体育館、公民館等で避難生活をした場合は、その期間について、一人月額12万円)

⑥ 自主的避難等に係る損害に準じた**精神的損害**

【自主的避難等対象区域内に避難した子供・妊婦の方】

事故発生日から平成23年12月末まで※2：

上記⑤に加えて一人 20万円※3

(※3 本件事故発生当初の時期を除き、自主的避難等対象区域内に避難し滞在していた期間等に応じた額となります。なお、東京電力株式会社による賠償基準では、平成23年4月23日から同年12月31日までの分として、一人40万円としています。)

【避難せず区域内に滞在していた子供・妊婦の方】

事故発生日から平成23年12月末まで※2： 一人 40万円

(※2 平成24年1月以降は、少なくとも子供・妊婦の方については、個別の事例又は類型毎に、自主的避難を行うような心理が、平均的・一般的な人を基準としつつ、合理性を有していると認められる場合には、賠償の対象となります。)

【区域内に滞在していた子供・妊婦以外の方】

事故発生当初の時期： 一人 8万円

注2 避難指示等が解除された場合、解除後相当期間経過後については、避難先で健康を害する等特別の事情がある場合を除き、賠償対象となりません。この「相当期間」については、平成23年7月末（学校等に通っていた児童・生徒等が避難している場合は同年8月末）までを目安とされています。

注3 精神的損害が発生した始期は、原則として実際に避難した日にかかわらず、事故発生日とされています。

事業を営んでいた方

- 区域内で事業を営んでいた方で事業に支障が生じた方の**減収分**※4と**追加的費用**（資産の廃棄・移動・除染費用等）

(※4 特別の努力として認められた転業・転職や臨時の営業・就労等による利益や給与等は、損害額から控除されない場合があります。)

※減収分の解説については、「1. 警戒区域（避難区域）、計画的避難区域にお住まい又は勤務先がある方」の該当部分（48ページ）をご参照ください。

※営業損害の終期については、突然かつ広範囲に被害が生じたという本件事故の特殊性、営業損害を被った事業者の多様性等にかんがみ、個別具体的な事情に応じて合理的に判断されます。

共通事項（勤務先がある方を含みます）

- ① 区域内に住居又は勤務先があって就労不能等となった勤労者の方の**給与等の減収分**^{※5}と**追加的費用**（配置転換、転職等による転居費用等を含む。）
（※5 特別の努力として認められた転職や臨時の就労等による給与等は、損害額から控除されない場合があります。）

※就労不能等に伴う損害の終期については、突然かつ広範囲に被害が生じたという本件事故の特殊性、就労不能等に伴う損害を被った勤労者の多様性等にかんがみ、個別具体的な事情に応じて合理的に判断されます。但し、一般的には営業損害の終期よりも早期に到来することが考慮されます。

- ② 区域内にあった商品など**財物の検査費用**

- ③ 区域内の**財物**（不動産を含む。）**価値の喪失・減少分と追加的費用**（廃棄費用、修理費用、除染費用等）

- ④ 除染等（汚染の拡散防止等を含む。）に伴い**必然的に生じた追加的費用、減収分、財物価値の喪失・減少**

※いずれの損害も必要かつ合理的な範囲が賠償の対象ですが、自治体等の他者が負担している場合には対象となりません。

※指針で対象とされなかったものが、直ちに賠償の対象とならないというものではなく、個別具体的な事情に応じて相当因果関係のある損害と認められることがあります。

政府による避難等の指示等があった対象区域の概要図（平成24年3月26日現在）



5. 自主的避難等対象区域にお住まいがある方

自主的避難等対象区域

福島県内の市町村のうち、避難指示等対象区域を除く以下の市町村

県北地域：福島市、二本松市、伊達市、本宮市、桑折町、国見町、川俣町、大玉村

県中地域：郡山市、須賀川市、田村市、鏡石町、天栄村、石川町、玉川村、平田村、
浅川町、古殿町、三春町、小野町

相双地域：相馬市、新地町

いわき地域：いわき市

※指針で対象とされなかった地域が、直ちに賠償の対象とならないというものではなく、個別具体的な事情に応じて相当因果関係のある損害と認められることがあります。

お住まいがある方

○ 自主的避難等に伴う精神的損害※1

- ・ 子供及び妊婦の方

事故発生日から平成23年12月末まで： 一人 40万円※2

- ・ 上記以外の方

事故発生当初の時期： 一人 8万円

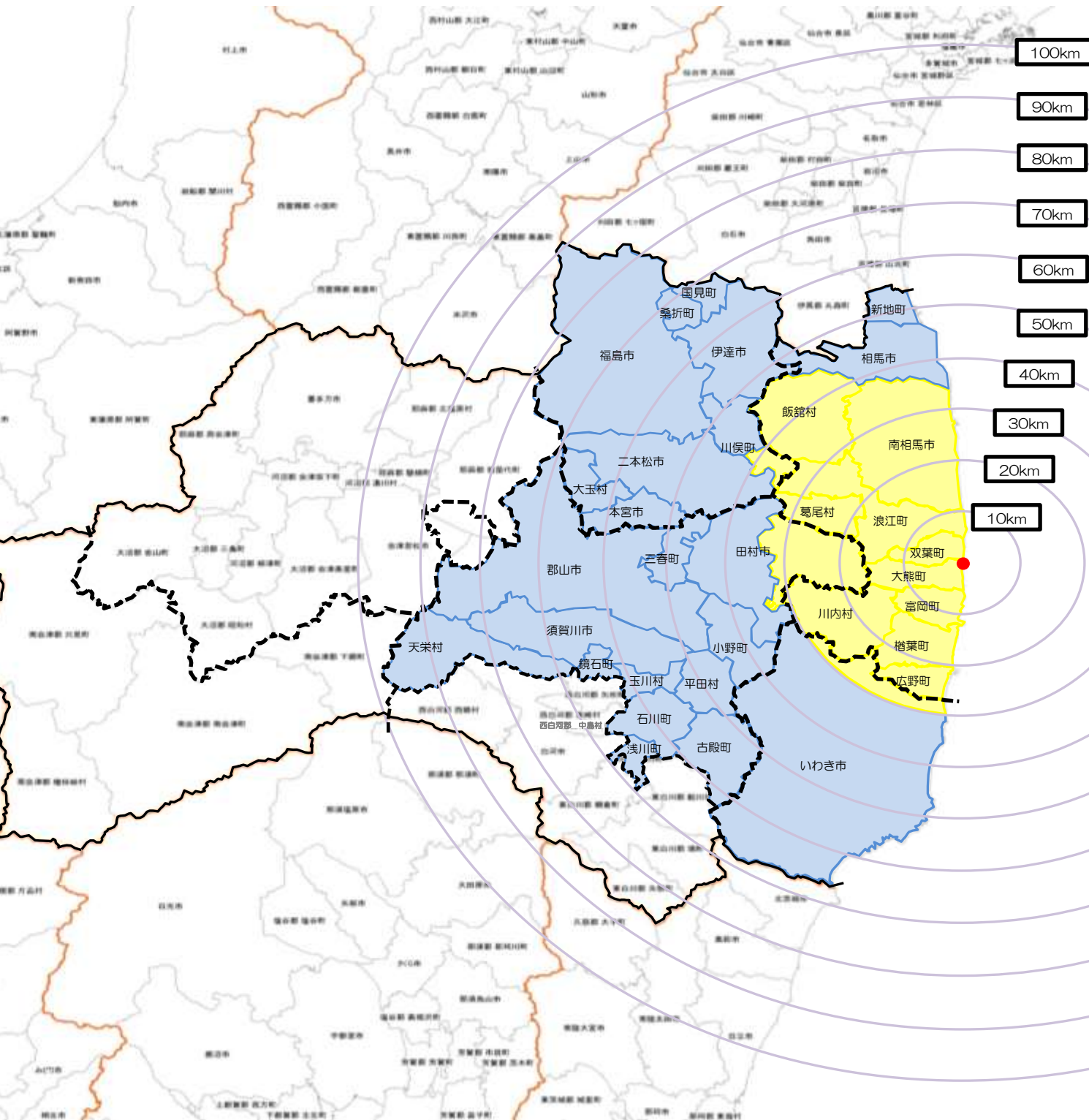
(※1 本件事故発生後に区域内から自主的避難を行ったか、区域内に滞在し続けたかにかかわらず賠償の対象になります。)

(※2 東京電力株式会社による賠償基準では、避難された方は一人60万円としています。)



○ 平成24年1月以降について

平成24年1月以降は、少なくとも子供及び妊婦の方については、上記自主的避難等対象区域であるか否かにかかわらず、個別の事例又は類型毎に、放射線量に関する客観的情報、避難指示区域との近接性等を勘案して、放射線被曝への相当程度の恐怖や不安を抱き、また、その危険を回避するために自主的避難を行うような心理が、平均的・一般的な人を基準としつつ、合理性を有していると認められる場合には、賠償の対象になるとされています。

自主的避難等対象区域



※背景地図は国土地理院提供によるもの。

	自主的避難等対象区域
	避難指示等対象区域

6. 農林漁業者、食品産業の事業者の方

(農林水産物の加工・流通業者の方、食品製造・流通業者の方もお読みください)

【警戒区域（避難区域）、計画的避難区域、旧屋内退避区域・旧緊急時避難準備区域、特定避難勧奨地点、南相馬市が一時避難を要請した区域の指定に伴うもの】 → それぞれの区域のページを参照して下さい。

【出荷制限指示等に伴うもの】

※出荷制限指示等には、次のものを指します。

(ア) 農林水産物（加工品を含む）・食品の生産・製造及び流通に関する制限についての指示等

例) ①政府による出荷制限指示・摂取制限指示・作付制限指示、放牧及び牧草等の給与制限指導、食品衛生法に基づく販売禁止等、②地方公共団体による出荷又は操業自粛要請等、③生産者団体が政府又は地方公共団体の関与の下で行う操業自粛決定 等

(イ) 農林水産物・食品に関する検査についての指示 等

例) 政府による食品の放射性物質検査の指示 等

① 農林漁業者等の以下の**営業損害**

i) 指示等の対象となった農林漁業者等に生じた減収分と追加的費用（回収、廃棄、代替飼料の購入、汚染された生産資材の更新等）

※指示等が出される前に自主的に出荷等の制限を行ったことによるもの、指示等の解除後にその指示等により生じたものも含まれます。

ii) 指示等の対象品目を既に仕入れ又は加工した加工・流通業者に生じた減収分と追加的費用

※減収分の解説については、「1. 警戒区域（避難区域）、計画的避難区域にお住まい又は勤務先がある方」の該当部分（48ページ）をご参照ください。

(例)

・収穫期を迎えた農産物が出荷制限指示対象となり、当該農産物を全て廃棄した場合

→ ①その農産物から得られたはずの収益から支払わなくて済んだ販売費用等を控除した額と、②その農産物の処分費用等が賠償の対象となります。

② 農林漁業等の勤労者の就労不能等に伴う損害（**給与等の減収分と追加的費用**）

③ 指示等に基づく**検査費用**

※取引先の要求等による検査については、下記「風評被害」③を参照して下さい。

【航行危険区域等の設定に伴うもの】

① 漁業者が、航行危険区域内での操業又は航行を断念したことによる**減収分と追加的費用**

※区域が設定される前に自主的に制限した場合も含まれます。

② 漁業の勤労者の就労不能等に伴う損害（**給与等の減収分と追加的費用**）

【風評被害】

※風評被害とは、報道等により広く知らされた事実によって、消費者又は取引先が、商品又はサービスについて放射性物質による汚染の危険性を懸念し、買い控え、取引停止等を行ったために生じた被害のことです。

① 農林漁業、農林水産物の加工業及び食品製造業、農林水産物（加工品を含む）及び食品の流通業において、現に生じた買い控え等による以下の損害のうち次の表に示すもの

- i) **営業損害**（減収分と追加的費用）
- ii) 勤労者の就労不能等に伴う損害（**給与等の減収分と追加的費用**）
- iii) 取引先の要求等により実施した**検査費用**

※買い控え等を懸念し、やむを得ず出荷・操業・作付け・加工等を断念したことで生じた損害も含まれます。

※次の表に示すもの以外の損害についても、具体的な買い控え等の発生状況等を個別に検証し、賠償の対象となる場合があります。

〈表〉 風評被害として原則賠償対象となる損害

【農林漁業】

以下の品目類型ごとに以下に示す産地で産出されたものに係る損害

品目類型	産地
a) 食用農林産物 (茶及び畜産物を除く)	福島県、茨城県、栃木県、群馬県、千葉県、埼玉県
b) 茶	福島県、茨城県、栃木県、群馬県、千葉県、埼玉県、神奈川県、静岡県
c) 畜産物 (食用)	福島県、茨城県、栃木県
d) 水産物 (食用・餌料用)	福島県、茨城県、栃木県、群馬県、千葉県
e) 花き	福島県、茨城県、栃木県
f) その他の農林水産物	福島県
g) 牛肉、食用に供される牛 (平成23年7月8日以降に生じた損害に限る)	北海道、青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、新潟県、岐阜県、静岡県、三重県、島根県 (注)
h) a)～g)の農林水産物を主な原材料 (当該農林水産物の重量の割合が概ね50%以上を目安) とする加工品	

(注) これらの道県以外で新たに汚染された稲わらの流通・使用による牛肉の価格下落等が確認された場合、同様の扱い。

【農林水産物の加工業及び食品製造業】

以下の産品等に係る損害

a) 上記「農林漁業」の表の a)～g) の農林水産物を主な原材料 (重量の割合が概ね50%以上を目安) とするもの
b) 加工又は製造した事業者の主たる事務所又は工場が福島県に所在するもの
c) 摂取制限措置 (乳幼児向けを含む。) 中の水を原料として使用する食品

【農林水産物 (加工品を含む。) 及び食品の流通業】

上記「農林漁業」と「農林水産物の加工業及び食品製造業」の表の産品等を継続的に取り扱っていた事業者が仕入れた当該産品等に係る損害

② 農林漁業、農林水産物の加工業・食品製造業、農林水産物（加工品を含む。）及び食品の流通業、その他の食品産業において、政府が検査の指示等を行った都道府県で、指示等の対象となった農林水産物又は食品（加工・製造に使用する水を含む。）と同種のものについて、取引先の要求等により実施した**検査費用**

③ 輸出品に係る以下の被害

i) 輸出先国の輸入規制や取引先からの要求による**検査費用、各種証明書発行費用等**

ii) 輸出先国の輸入規制や取引先の輸入拒否がされた時点において、既にその国向けに輸出され又は生産・製造された農林水産物・食品（生産・製造途中のものを含む。）の廃棄、転売又は生産・製造の断念により生じた**減収分と追加的費用**

※「その国向けの生産・製造」とは、当該輸出品の種類、品質、規格、包装、生産・製造方法を特に当該輸出国向けとしていることから、当該国以外への転売が困難であるか、又は転売すれば減収や追加的費用が生じるものを指します。

※輸入拒否を知り得て輸出した場合に生じた被害等は、損害として認められません。

(例)

- ある国に向けて食品を輸出した後に、輸出先国で輸入停止措置が行われ、通関することができず他国への転売を余儀なくされた場合
 - ①当該食品を他国に転売したことによる減収分、②転売に要した費用が賠償の対象となります。
- ある国への輸出用に食品を製造したところ、輸出先国の輸入規制により輸出を断念せざるを得なくなり、パッケージを日本語のものに貼り替えて、国内で販売した場合
 - ①国内で販売したことによる減収分、②転売に要した費用（パッケージの貼り替え費用等）が賠償の対象となります。

【間接被害】

※間接被害とは、政府等による各種指示等や風評被害による損害が生じたことにより、その被害者（第一次被害者）と一定の経済的関係にあった第三者に生じた被害のことです。

- 間接被害を受けた者の事業等の性格上、第一次被害者との取引に代替性がない場合の、間接被害者の**営業損害**（減収分と追加的費用）、その勤労者の就労不能等に伴う損害（**給与等の減収分と追加的費用**）
 - ・「取引に代替性がない場合」の損害の具体的な類型の例
 - i) 事業の性質上、販売先が地域的に限られる事業者の被害で、販売先の避難、事業休止等に伴って必然的に生じたもの
 - ii) 事業の性質上、調達先が地域的に限られる事業者の被害で、調達先の避難、事業休止等に伴って必然的に生じたもの
 - iii) 原材料やサービスの性質上、その調達先が限られている事業者の被害で、その調達先の避難、事業休止等に伴って必然的に生じたもの

（例）

- ・避難区域に隣接する地域で店舗を構え営業を行う外食産業・食品小売業等の商圈の変更が困難な事業者において、当該商圈に所在する顧客が避難指示によって避難したり事業を休止したことに伴って必然的に生じた減収等は賠償の対象となります。
- ・ある漁港又はその近辺に加工場を有し、当該漁港で水揚げされる水産物のみを主な原材料として利用している水産加工業者において、当該原材料の供給を行う漁業者が避難指示によって避難したり操業自粛要請等によって事業を休止したことに伴って必然的に生じた減収等は、賠償の対象となります。

【除染等に係る損害】

- 除染等（汚染の拡散防止等を含む。）に伴い**必然的に生じた追加的費用、減収分、財物価値の喪失・減少**

※なお、いずれの損害も必要かつ合理的な範囲が賠償の対象となり、また、損害が認められる期間にも限りがあります。

7. 観光業者の方

【警戒区域（避難区域）、計画的避難区域、旧屋内退避区域・旧緊急時避難準備区域、特定避難勧奨地点、南相馬市が一時避難を要請した区域の指定に伴うもの】 → それぞれの区域のページを参照して下さい。

※観光業者の方とは、ホテル、旅館、旅行業等の宿泊関連産業、レジャー施設、旅客船等の観光産業、バス、タクシー等の交通産業、文化・社会教育施設、観光地での飲食業、小売業等の方々です。

【風評被害】

※風評被害とは、報道等により広く知らされた事実によって、消費者又は取引先が、商品等について放射性物質による汚染の危険性を懸念し、消費者又は取引先が買い控え、取引停止等を行ったために生じた被害のことです。

- ① 福島県、茨城県、栃木県、群馬県の観光業者の**営業損害**（減収分と追加的費用）とその観光業者の勤労者の就労不能等に伴う損害（**給与等の減収分と追加的費用**）

※上記4県以外であっても、福島県との地理的近接性や活用する観光資源の特徴等によっては、風評被害として賠償の対象となり得ます。

- ② 外国人観光客に関する国内の観光業者における本件事故前の予約について、**平成23年5月末までの通常の解約率を上回る解約により発生した減収分と追加的費用**

（例）

- ホテル、旅館等の事業者の方々

現実には発生した宿泊のキャンセル、予約控えに伴う減収分及び追加的費用が賠償の対象になります。追加的費用の例として、宿泊者のために既に準備した食材の返品・廃棄・保管費用などが考えられます。

- 観光関連事業者の方々

観光客の減少に伴う減収分及び追加的費用が賠償の対象になります。追加的費用の例として、土産品等の返品・廃棄・保管費用などが考えられます。

- 外国人観光客をお客様とする観光業者の方々
事故前にされていた外国人観光客の日本国内における旅行関連の予約（ホテル、旅館、物販施設、レジャー施設等）について、平成23年5月末までにキャンセルされたことによる損害が賠償の対象となります。なお、賠償の範囲は平常時の解約率を上回る解約に係る減収分となります。

【間接被害】

※間接被害とは、政府等による各種指示等や風評被害による損害が生じたことにより、その被害者（第一次被害者）と一定の経済的関係にあった第三者に生じた被害のことです。

- 間接被害を受けた者の事業等の性格上、第一次被害者との取引に代替性がない場合の、間接被害者の**営業損害**（減収分と追加的費用）、その勤労者の就労不能等に伴う損害（**給与等の減収分と追加的費用**）
 - ・「取引に代替性がない場合」の損害の具体的な類型の例
 - i) 事業の性質上、販売先が地域的に限られる事業者の被害で、販売先の避難、事業休止等に伴って必然的に生じたもの
 - ii) 事業の性質上、調達先が地域的に限られる事業者の被害で、調達先の避難、事業休止等に伴って必然的に生じたもの
 - iii) 原材料やサービスの性質上、その調達先が限られている事業者の被害で、その調達先の避難、事業休止等に伴って必然的に生じたもの

（例）

- ・ホテル、旅館等における風評被害に伴って発生した、当該観光地のクリーニング業の減収分など、観光業者の被害に伴って必然的に生じたものが賠償の対象となります。
- ・お土産を販売している観光関連の小売事業者における風評被害に伴って発生した、特産品を製造する地元の事業者の減収分及び廃棄・保管費用など、事業に支障が生じたため負担した費用等が賠償の対象になります。

【除染等に係る損害】

- 除染等（汚染の拡散防止等を含む。）に伴い**必然的に生じた追加的費用、減収分、財物価値の喪失・減少**

※なお、いずれの損害も必要かつ合理的な範囲が賠償の対象となり、また、損害が認められる期間にも限りがあります。

8. 製造業、サービス業等の事業者の方

(医療業、学校教育その他事業一般の方もお読みください。)

【警戒区域（避難区域）、計画的避難区域、旧屋内退避区域・旧緊急時避難準備区域、特定避難勧奨地点、南相馬市が一時避難を要請した区域の指定に伴うもの】 → それぞれの区域のページを参照して下さい。

【政府による航行危険区域等、飛行禁止区域の設定に伴うもの】

① 以下の**営業損害**

- i) 内航海運業、旅客船事業者の迂回による減収分と追加的費用
- ii) 航空運送事業者の迂回による追加的費用

※指示等が出される前に自主的に制限を行っていたものも含まれます。

② 勤労者の就労不能等に伴う損害（**給与等の減収分と追加的費用**）

【その他の政府指示等に伴うもの】

※その他の政府指示等には、次の指示等が含まれます。

- (ア) 水に係る摂取制限指導及び放射性物質検査の指導
- (イ) 放射性物質が検出された上下水処理等副次産物の取扱いに関する指導
- (ウ) 学校等の校舎・校庭等の利用判断に関する指導 等

① 指示等に伴って事業に支障が出た際の**減収分と追加的費用**（商品の回収費用、保管費用、廃棄費用、除染費用、水道事業者による代替水の提供費用等）

※指示等が出される前に自主的に制限を行っていたもの、指示等の解除後にその指示等に伴って生じたものも含まれます。

② 勤労者の就労不能等に伴う損害（**給与等の減収分と追加的費用**）

③ 指示等に基づいて行われた**検査費用**

※取引先の要求による検査については、次の「風評被害」の④を参照して下さい。

【風評被害】

※風評被害とは、報道等により広く知らされた事実によって、消費者又は取引先が、商品等について放射性物質による汚染の危険性を懸念し、消費者又は取引先が買い控え、取引停止等を行ったために生じた被害のことです。

- ① 福島県で製造、販売を行う物品又は提供するサービス等^(注1)に関し発生した以下の損害
- i) **営業損害**（減収分と追加的費用）^(注2)
 - ii) 勤労者の就労不能等に伴う損害（**給与等の減収分と追加的費用**）
 - iii) 取引先の要求等により実施した**検査費用**

（注1） サービス等を提供する相手方が福島県への来訪を拒否することによって発生したものを含みます。

（注2） 福島県に下請事業者が所在することを専らの理由として、親事業者が下請事業者の納入した商品の受領を拒むこと又は一旦受領した後にその商品を引き取らせること等は、下請代金支払遅延等防止法に違反するおそれがあるのでご注意ください。

（例）

- 製造業において、福島県の工場が放射性物質による汚染の懸念があると取引先が拒否等されたことによる減収分及び追加的費用が賠償の対象になります。追加的費用の例として、取引先から求められた放射線検査費用や製品の除染費用などが考えられます。

- ② 放射性物質が検出された下水汚泥等の取扱いに関する指導等につき、（ア）指導等の対象事業者が汚泥の引き取りを忌避されたこと等による、又は、（イ）汚泥を原材料として製造された製品に係る以下の損害
- i) **営業損害**（減収分と追加的費用）
 - ii) 勤務していた勤労者の就労不能等に伴う損害（**給与等の減収分と追加的費用**）
 - iii) 取引先の要求等により実施した**検査費用**

（例）

- 放射性物質が検出された下水汚泥等を原料の一部として使用していたセメント製品等について取引先からの取引拒否等に伴い生じた減収分及び追加的費用が賠償の対象となります。追加的費用の例として、下水汚泥や製品の検査・回収・保管費用などが考えられます。

- ③ 水の放射性物質検査の指導を行っている都県^(注3)において、食品添加物、医薬品、医療機器等、人の体内に取り入れられるなど消費者や取引先が特に敏感に敬遠する傾向がある製品の事業者が取引先の要求等により実施した**検査費用**

(注3) 福島県、宮城県、山形県、新潟県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、東京都、神奈川県、千葉県（平成23年8月5日現在）

- ④ 外国人が来訪して提供する又は提供を受けるサービス等に関し、国内の事業者の本件事故前の契約について、平成23年5月末までの解約により発生した**減収分と追加的費用**

(例)

- コンサート事業者における外国人アーティスト等の来日・出演拒否による公演中止に伴い生じた減収分及び追加的費用が賠償の対象になります。追加的費用の例として、チケット払い戻しの手数料等が考えられます。
- 輸入業者等に生じた外国船舶の日本への寄港拒否に伴う減収分及び追加的費用が賠償の対象となります。追加的費用の例として、荷揚予定港までの輸送費用などが考えられます。

- ⑤ 輸出品等に係る以下の被害

- i) 輸出国の輸入規制や取引先からの要求による**検査費用、各種証明書発行費用等**
- ii) 輸出先国の輸入拒否（政府の輸入規制及び取引先の輸入拒否）がされた時点において、既にその国向けに輸出され又は製造された製品の廃棄、転売又は製造の断念により生じた**減収分と追加的費用**

※「その国向けの生産・製造」とは、当該輸出品の種類、品質、規格、包装、生産・製造方法等を特に当該輸出国向けとしていることから、当該国以外への転売が困難であるか、又は転売すれば減収や追加的費用が生じるものを指します。

※輸入拒否と知り得て輸出した場合に生じた被害等は、損害として認められません。

(例)

- 海運事業者等に生じた外国当局からの入港拒否等の指示に伴う追加的費用が賠償の対象となります。追加的費用の例として、輸出コンテナ等の放射線検査費用や除染費用などが考えられます。
- 製造業等において、外国当局の規制等に伴う追加的費用及び外国の取引先向けに当該事故前に製造した製品が拒否され、別の取引先に転売した場合、転売したことに伴う減収分が賠償の対象となります。追加的費用の例として、放射線検査費用や検査証明書発行費用などが考えられます。

【間接被害】

※間接被害とは、政府等による各種指示等や風評被害による損害が生じたことにより、その被害者（第一次被害者）と一定の経済的関係にあった第三者に生じた被害のことです。

- 間接被害を受けた者の事業等の性格上、第一次被害者との取引に代替性がない場合の、間接被害者の**営業損害**（減収分と追加的費用）、その勤労者の就労不能等に伴う損害（**給与等の減収分と追加的費用**）
 - ・「取引に代替性がない場合」の損害の具体的な類型の例
 - i) 事業の性質上、販売先が地域的に限られる事業者の被害で、販売先の避難、事業休止等に伴って必然的に生じたもの
 - ii) 事業の性質上、調達先が地域的に限られる事業者の被害で、調達先の避難、事業休止等に伴って必然的に生じたもの
 - iii) 原材料やサービスの性質上、その調達先が限られている事業者の被害で、その調達先の避難、事業休止等に伴って必然的に生じたもの

（例）

- ・避難区域等に隣接する卸売業、小売業等において、避難指示等により住民が避難したことや事業者が事業を休止したことに伴い必然的に生じた減収分及び追加的費用が賠償の対象となります。追加的費用の例として、営業できなかった間に発生した金利などが考えられます。
- ・避難区域等に隣接する倉庫業や運送業等において、取引先の事業者等が避難したことに伴い必然的に生じた減収分及び追加的費用が賠償の対象となります。追加的費用の例として、営業できなかった間に発生した金利などが考えられます。
- ・製造業等において、国内で唯一の部品供給元の工場が操業停止したことに伴い生じた減収分及び追加的費用が賠償の対象となります。追加的費用の例としては、操業できなかった間に発生した金利などが考えられます。

【除染等に係る損害】

- 除染等（汚染の拡散防止等を含む。）に伴い**必然的に生じた追加的費用、減収分、財物価値の喪失・減少**
- 教育機関が行う**検査等に係る費用**

※なお、いずれの損害も必要かつ合理的な範囲が賠償の対象となり、また、損害が認められる期間にも限りがあります。

9. その他

- ① 輸出関連の事業者の方は、その拠点又は関連業種に応じて、1～8の関連箇所を参照してください。
- ② 事故の復旧作業等に従事した方につきましては、急性又は晩発性の放射線障害による傷害、疾病、死亡による逸失利益、治療費、薬代等が賠償の対象となります。
- ③ 損害賠償金については、賠償される損害の内容や賠償額が確定した際に、その損害の内容に応じて課税の内容が判断されます。ご不明な点は、お近くの税務署にお問い合わせください。
- ④ 各種給付金等を受け取った場合には、損害額から当該金額が控除されることがありますのでご注意ください。

(控除される給付金等の例)
労働者災害補償保険法、厚生年金保険法、国民年金法等に基づく各種給付（一部を除く）、損害保険金など

(控除されない給付金等の例)
生命保険金、雇用保険法に基づく失業等給付、災害弔慰金・災害障害見舞金（一部を除く）、各種義援金など

発行年月 平成24年3月
発行編集 内閣官房原子力発電所事故による経済被害対応室
〒100-8901 東京都千代田区霞が関1-3-1

複製可